

第2期 吉富町 子ども・子育て支援事業計画

**令和2年3月
吉 富 町**

は じ め に

令和2年3月

吉富町長

花畑 明

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要	1
2. 計画の性格と位置づけ	5
3. 計画の期間	6
4. 計画策定体制	6

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口等の動向	7
2. 就労環境	13
3. 子育て支援サービス等の現状	16
4. アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズや課題	20

第3章 計画の基本的な考え方

1. 第1期計画の評価・検証	27
2. 基本的視点	27
3. 基本理念	28
4. 基本目標	29
5. 計画の体系	30

第4章 次世代育成支援施策の展開

1. 地域における子育て支援	35
2. 母性ならびに乳幼児の健康の確保及び増進	37
3. 教育環境の整備	40
4. 安心して子育てできる生活環境の整備	43
5. 仕事と子育ての両立の推進	46
6. 要保護児童への支援	47

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1. 教育・保育提供区域の設定	51
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	51
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	54
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	65
5. 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	66

第6章 計画実現のために

1. 計画の推進体制	67
2. 進捗状況の点検と評価・公表	67
3. 吉富町子ども・子育て会議委員名簿	68

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要になっています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討がはじまりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

本町においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする「吉富町次世代育成支援対策行動計画（前期計画・後期計画）」を、平成27年3月には「子ども・子育て支援法」に基づく「吉富町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支える「夢と希望を持って子育てのできる住みよいまち」を目指して、施策の推進を図ってきました。

しかしながら、我が国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々多様化しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園等の保育料を無償化する措置が開始されました。

本町は、これまでの国の動向や本町における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

①子ども・子育て支援新制度のポイント

「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する仕組みであり、平成27年4月より開始されています。新制度において推進される子育て支援施策の主なポイントは以下の3つです。

■ 子ども・子育て支援新制度の3つのポイント ■

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善
- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付体制を創設

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（地域型保育給付）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充
- 認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により支援の質を向上

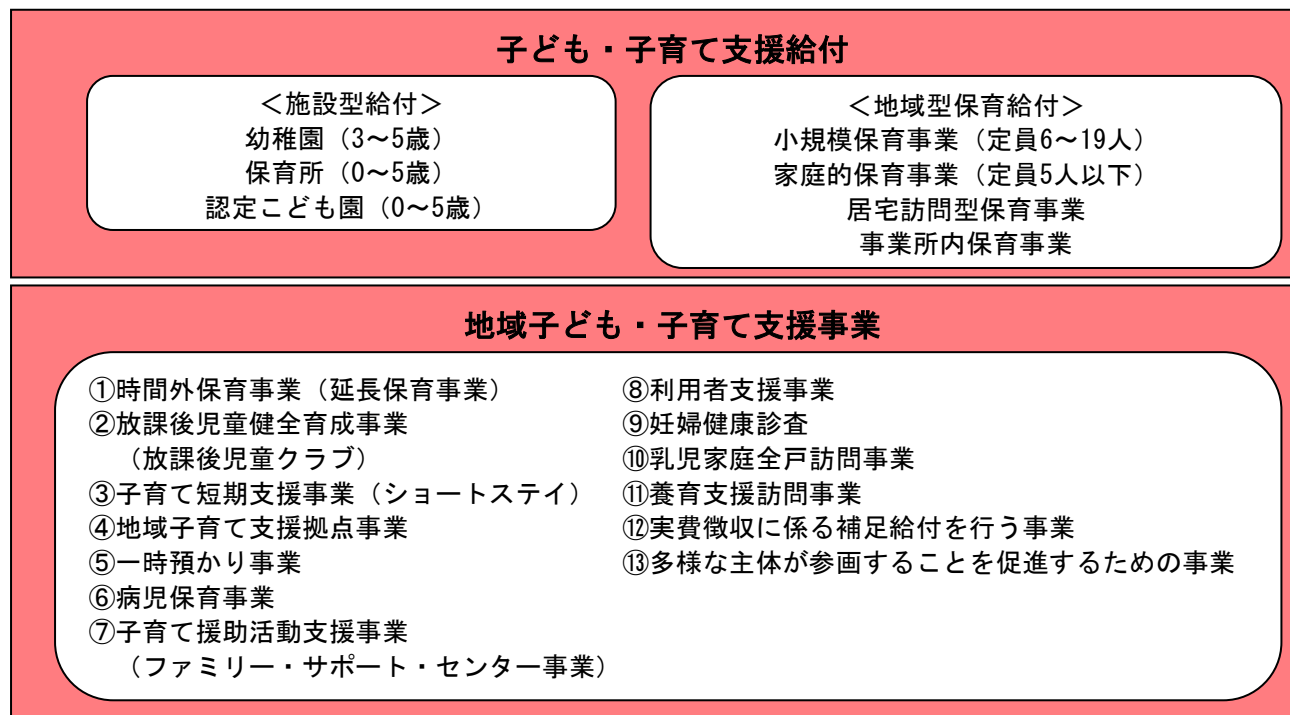
3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

②子ども・子育て支援新制度における給付・事業

新制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育事業等をはじめとする「地域型保育給付」が実施されています。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といい、また、「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法で定められた法定13事業を実施しています。

新制度における給付・事業は次のとおりです。



③保育の必要性の認定

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

■ 認定区分別の対象者、利用する施設・事業 ■

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

④幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園等の保育料の無償化が開始されました。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし（例：専業主婦(夫)世帯）	あり（例：共働き世帯等）
幼稚園 認定こども園（教育認定）	無償 （預かり保育は対象外）	無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償）
幼稚園 （就園奨励費補助金の対象 施設）（新制度未移行幼稚園）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は対象外）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償）
認可保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	（無償化の対象外）	月額37,000円 ^{※3} を上限に無償 （他の認可外保育施設等との併 用が可能）

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

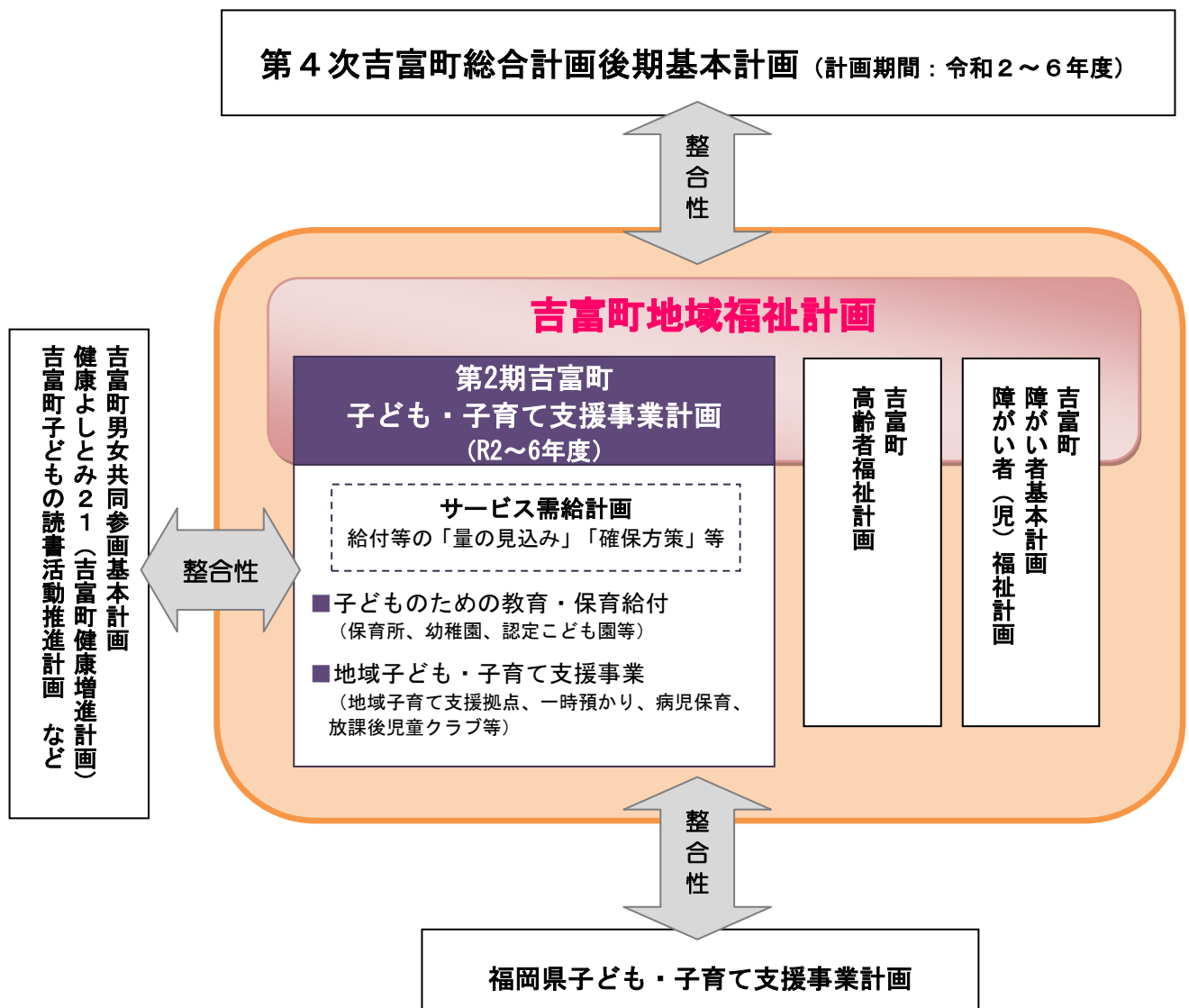
※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額（11,300円又は37,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

2. 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。
- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「吉富町次世代育成支援対策行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）とその理念を継承するものとして、すべての子どもと家庭、地域、企業などを対象として、今後、吉富町で推進していく次世代育成支援施策についても総合的に定めるものです。
- 本計画は、県の「福岡県子ども・子育て支援事業計画」や町の上位計画である「第4次吉富町総合計画」をはじめ、保健・医療・福祉・教育分野等の町の各種関連計画との整合性を図ります。

■ 計画の位置づけ ■



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
第1期吉富町子ども・子育て支援事業計画					第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画				
							見直し		

4. 計画策定体制

(1) 吉富町子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、吉富町子ども・子育て会議において、審議を行いました。

本会議は、次世代育成支援対策推進法第21条（次世代育成支援対策地域協議会）の規定に基づき設置した吉富町次世代育成支援対策推進委員会が発展的に移行した組織構成となっており、次世代育成支援対策行動計画の評価も含め、審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定に先立ち、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、乳幼児と小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

調査対象	乳幼児の保護者	小学生の保護者
調査方法	保育所・幼稚園を通じて配布・回収、郵送による配布・回収	小学校を通じて配布・回収、郵送による配布・回収
調査期間	令和元年7月1日～31日	令和元年7月1日～31日
配布数	258件	288件
回収数	181件	223件
回収率	70.2%	77.4%

第2章

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口等の動向

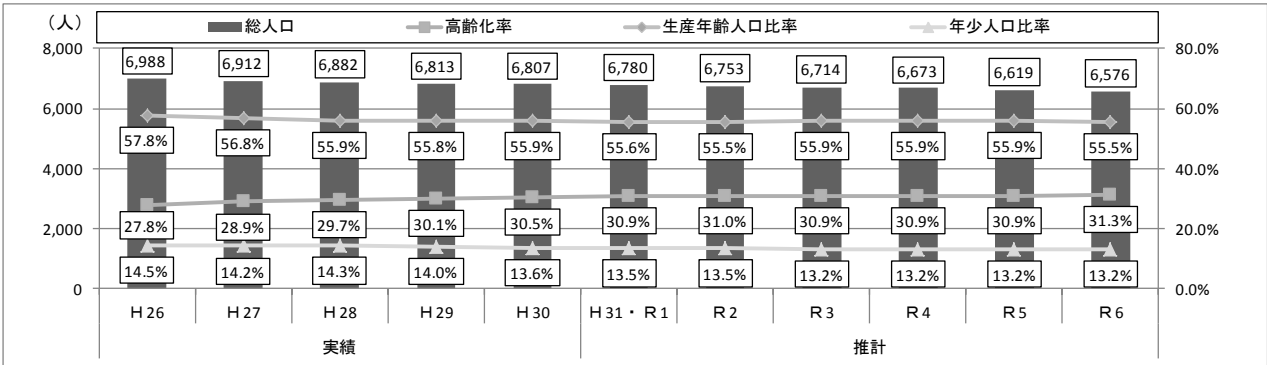
(1) 人口の推移

①実績と将来推計

平成26～令和元年度の本町の総人口の状況を見ると、平成26年度6,988人から緩やかに減少し、令和元年度には6,780人となる見込みです。今後も減少傾向は続くものと見込まれ、本計画最終年度の令和6年度には、6,576人となる見込みです。

年齢3区分別の内訳を見ると、総人口に占める生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）の比率が減少しており、平成30～令和6年度の6年間で生産年齢人口は約150人減少、年少人口は約60人減少する見込みです。一方で、老年人口（65歳以上）は同期間中に約20人減少と他世代に比べて微減であるため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和6年度に31.3%に達する見込みです。このように、本町においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移（実績と将来推計）】



	実績					推計						増減 R6-H30
	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0～14歳	1,010	984	987	957	927	913	911	889	882	872	865	▲ 62
15～64歳	4,037	3,927	3,850	3,804	3,804	3,773	3,746	3,750	3,728	3,702	3,651	▲ 153
65歳以上	1,941	2,001	2,045	2,052	2,076	2,094	2,096	2,075	2,063	2,045	2,060	▲ 16
総人口	6,988	6,912	6,882	6,813	6,807	6,780	6,753	6,714	6,673	6,619	6,576	▲ 231
年少人口比率	14.5%	14.2%	14.3%	14.0%	13.6%	13.5%	13.5%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	▲ 0.4%
生産年齢人口比率	57.8%	56.8%	55.9%	55.8%	55.9%	55.6%	55.5%	55.9%	55.9%	55.9%	55.5%	▲ 0.4%
高齢化率	27.8%	28.9%	29.7%	30.1%	30.5%	30.9%	31.0%	30.9%	30.9%	30.9%	31.3%	0.8%

資料／平成26～30年度：住民基本台帳（4月1日現在）、平成31～令和6年度：コーホート変化率法による推計値

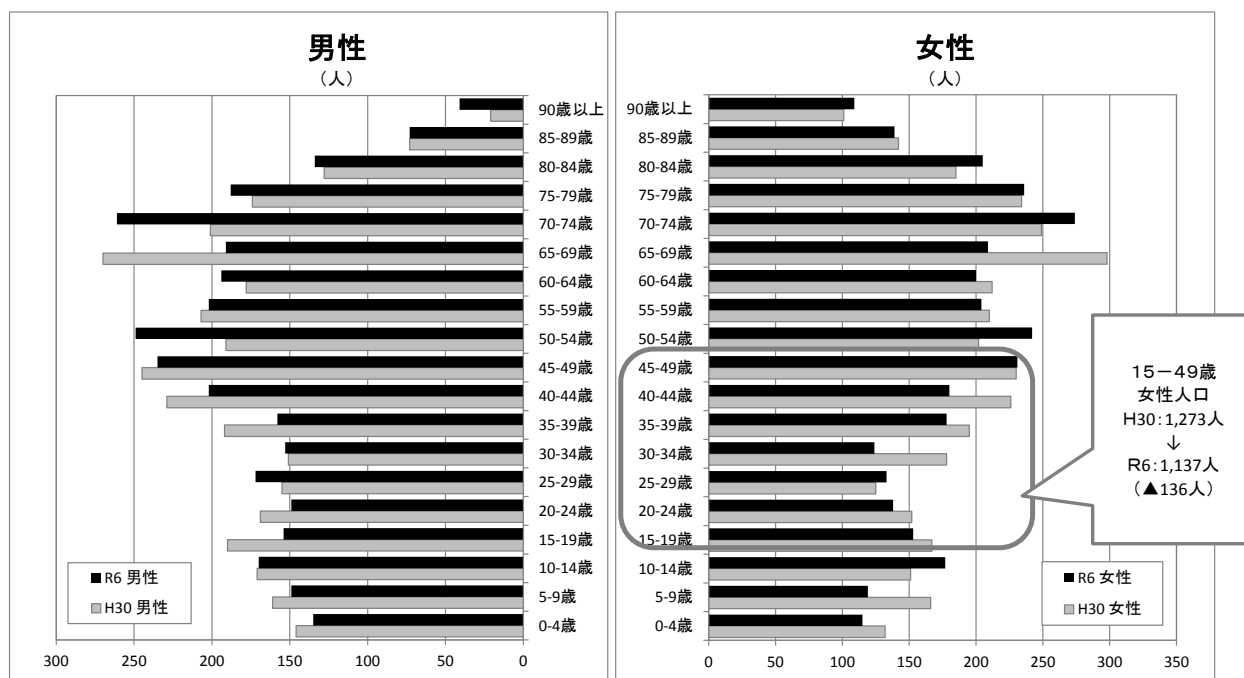
※「コーホート変化率法」

ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを指し、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」をもとめ、それに基づき将来人口を推計する方法である。

②人口ピラミッド

平成30年度（実績）・令和6年度（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口はこの間に136人減少することが見込まれるため、今後出生数の減少につながる可能性があります。

【人口ピラミッド】

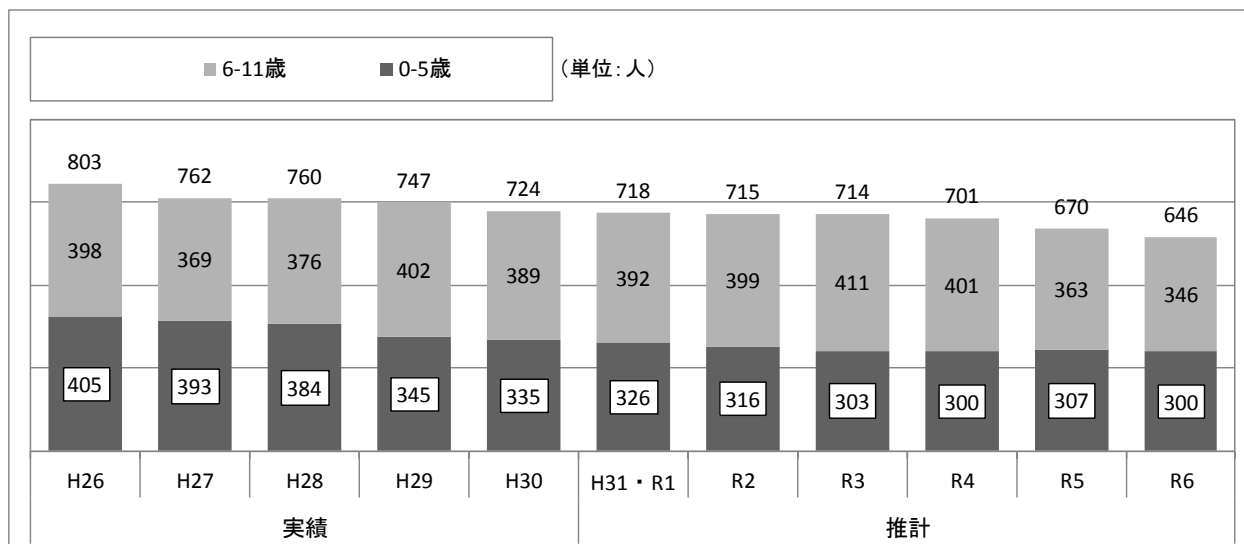


資料／平成30年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和6年度：コーホート変化率法による推計値

③子ども（0～11歳）の推計人口

児童人口の推移をみると、前述のとおり、15～49歳女性人口の減少等が予測されるため、就学前児童（0-5歳）は、平成30年度（3月末現在）335人から、令和6年度300人へと35人減少する見込みです。小学生（6-11歳）も同様に、平成30年度（3月末現在）389人から、令和6年度346人へと43人減少する見込みです。

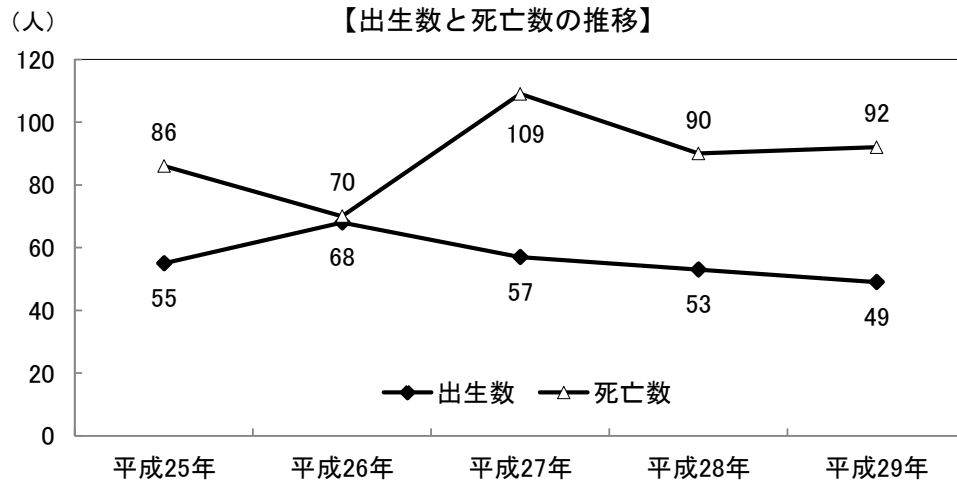
【子ども（0～11歳）の推計人口】



資料／平成26～30年度：住民基本台帳（4月1日現在）、平成31～令和6年度：コーホート変化率法による推計値

④自然動態 ー出生数と死亡数の推移ー

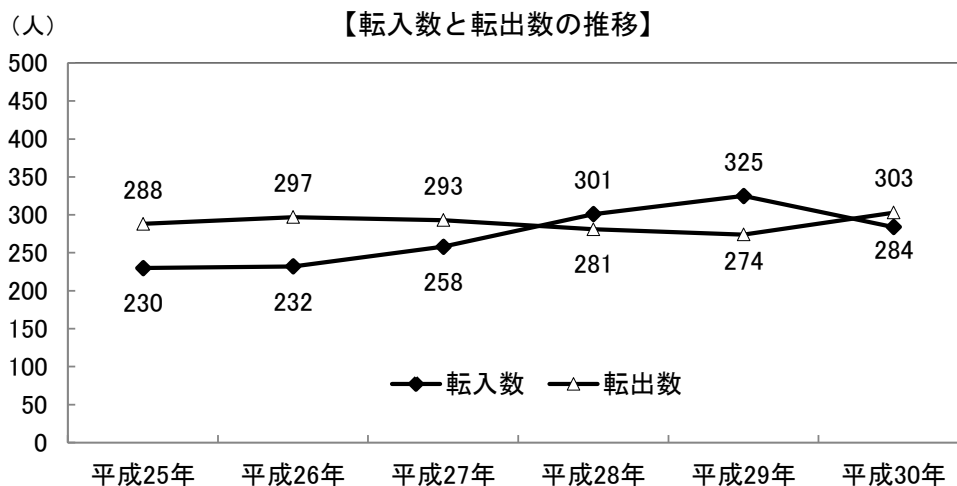
近年の出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成26年以降減少傾向にあります。また、死亡数は年によってばらつきがありますが、近年は死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成29年は、出生数49人に対し、死亡数92人で43人の自然減となっています。



資料／人口動態統計

⑤社会動態 ー転入数と転出数の推移ー

近年の転入数と転出数の推移をみると、転入数は平成25年以降増加傾向にありましたが、平成30年に減少に転じています。また、転出数は平成26年以降減少傾向にあり、平成28年には転入数が転出数を上回る社会増の状態となりました。しかし、平成30年は、転入数284人に対し、転出数303人で19人の社会減と再びなっています。



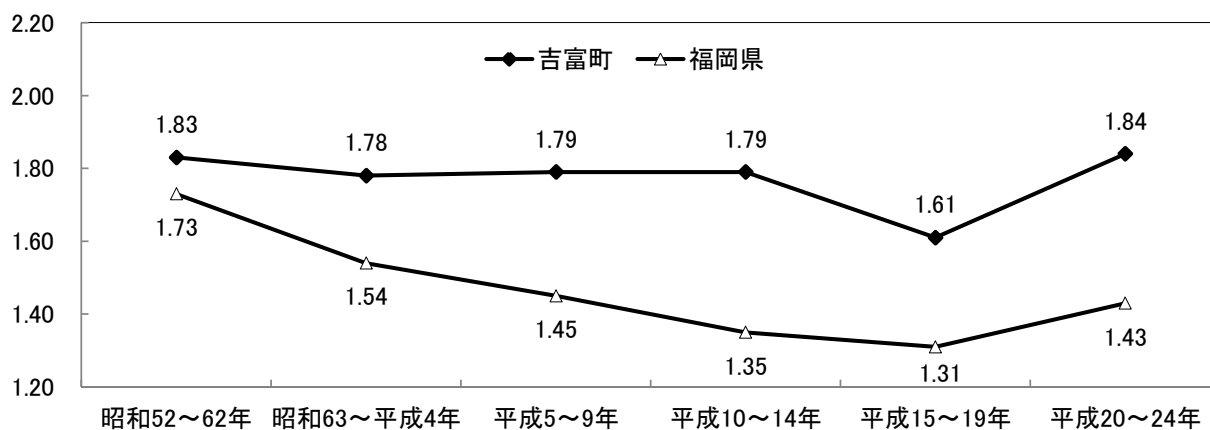
資料／人口移動調査年報

※各年とも前年10月から1年間の実績

⑥合計特殊出生率（ベイズ推定値※）の推移

昭和52年から平成24年にかけての合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、県よりも高い値で推移しています。しかし、人口の維持に必要な合計特殊出生率が2.08程度とされていることを考えると、本町においてもなお深刻な少子化状況が続いていることに変わりはありません。

【合計特殊出生率の推移（県との比較）】



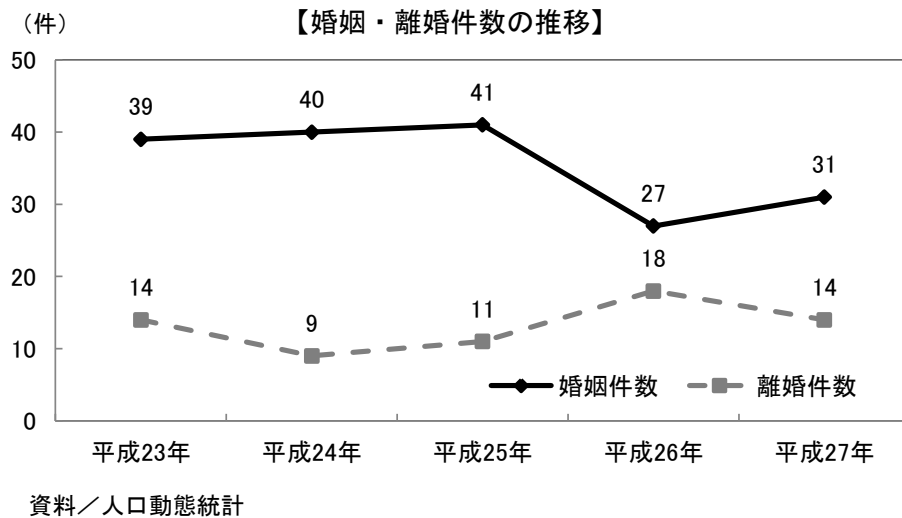
資料／人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）

※ベイズ推定値

本町のような小地域では、当該地域内の出生データが少なく、年によるばらつきが多くなるため、ここでの数字はベイズ推定値を使っている。ベイズ推定では、本町を含むより広い地域の出生状況を情報として活用し、これと本町固有の出生数等の観測データとを統合化して合計特殊出生率を推定している。

(2) 婚姻・離婚件数の推移

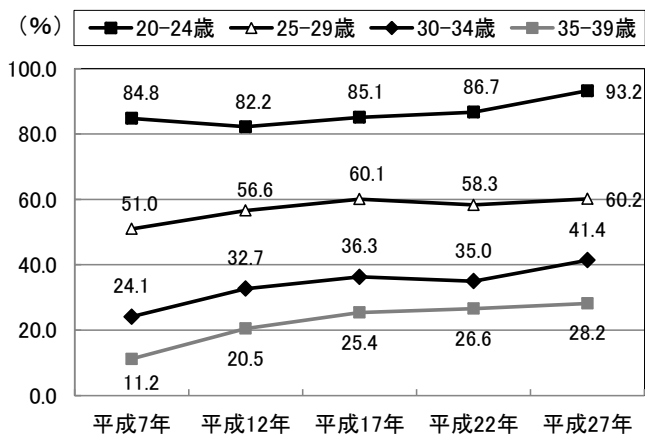
婚姻件数・離婚件数ともに、年によるばらつきはありますが、婚姻件数は平成26年以降30件程度、離婚件数は平成25年以降10数件程度で推移しています。



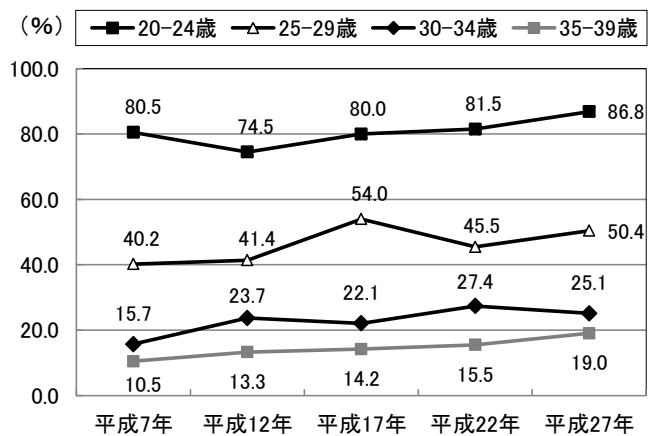
(3) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、平成22年から27年にかけて、30代前半の女性を除く全ての階層で未婚率は上昇傾向にあります。特に、男女とも20代の未婚率が上昇しており、晩婚化・非婚化の傾向が進んでいることがうかがえます。

【男性の未婚率の推移】



【女性の未婚率の推移】



資料／国勢調査

(4) 世帯数の推移

平成12年からの15年間の世帯数の推移は以下のとおりで、増加傾向にあった総世帯数は平成27年に減少に転じています。また、単身世帯や核家族の増加等により、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

母子世帯数は平成17年以降は減少傾向にあり、平成27年には58世帯となっています。一方、父子世帯数は平成12年以降、横ばい傾向で、平成27年は5世帯となっています。

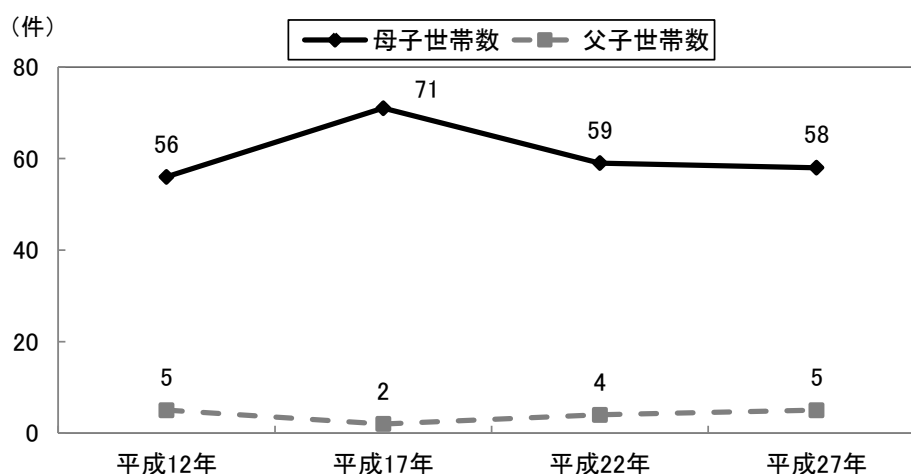
【世帯数の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	2,532	2,617	2,638	2,582
母子世帯数	56	71	59	58
父子世帯数	5	2	4	5
1世帯あたりの人数(人)	2.80	2.66	2.54	2.51

※各年10月1日現在

資料／国勢調査

【母子世帯数・父子世帯数の推移】

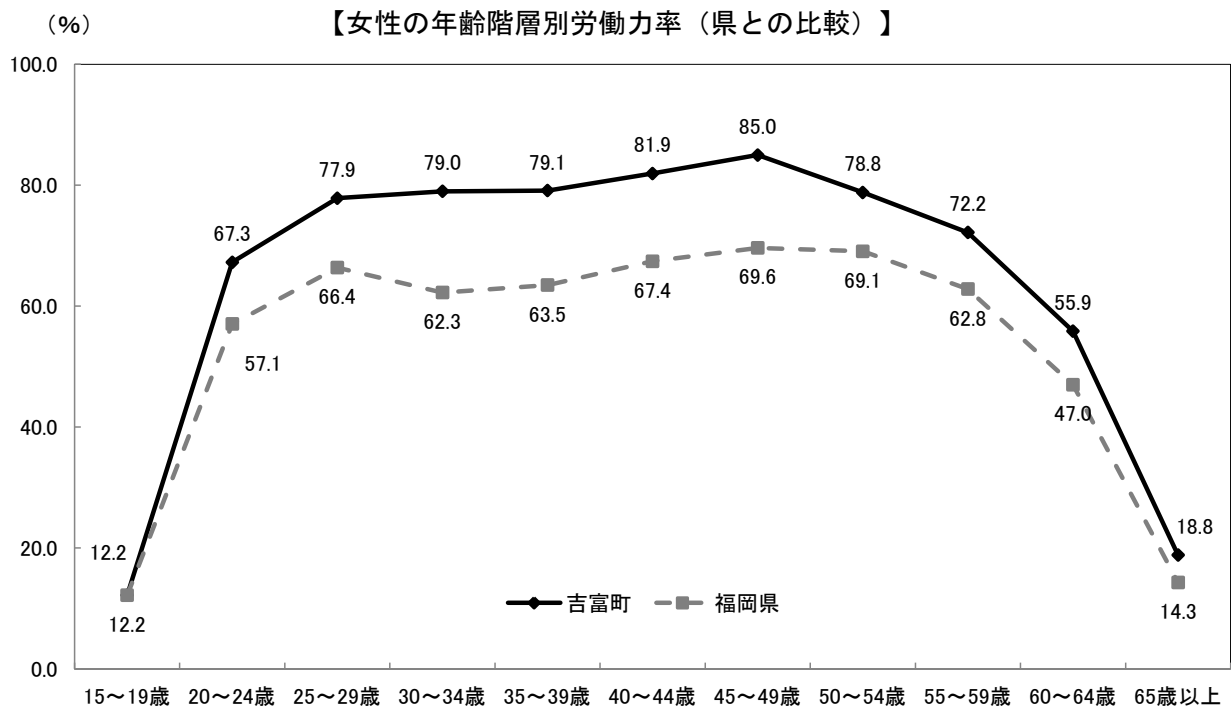


2. 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別に見ると、福岡県全体では、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。20代後半からの労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、本町のグラフはほとんど「M字」を感じさせないカーブを描いており、20代から60代前半にかけての労働力率は県よりかなり高い数値で推移しています。

しかし、本町においても、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性はいます。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備を図る必要があります。



資料／平成27年国勢調査

(2) 保護者の就労状況

育休中を含め、現在就労している母親の割合は、乳幼児の保護者で80.5%、小学生の保護者で89.4%となっています。また、現在就労していない乳幼児の母親で「1年より先で子どもがある程度大きくなったら働きたい」「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」という就労意向がある者も7割強いる状況です。

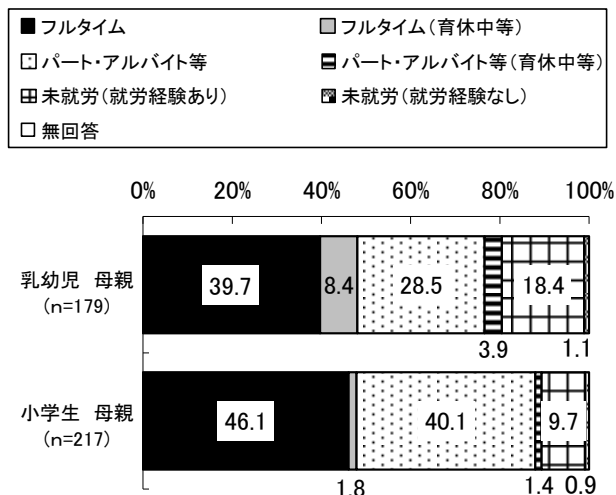
今後は、本町でも少子化が進んでいくことが予想されますが、就労する母親の増加による保育ニーズの増大を見据えた事業の整備が必要になります。

調査結果の見方

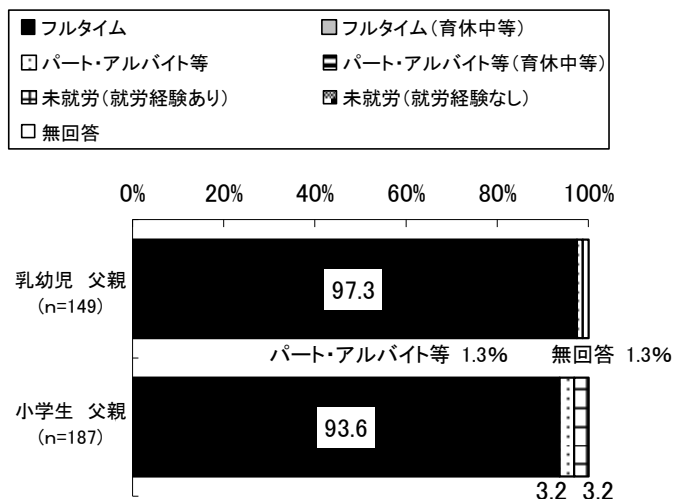
- ・ 回答は、原則として各質問のサンプル数（n）を基数とした百分率（%）で表し、小数点第2位を四捨五入している。このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

【保護者の就労状況】

【母 親】



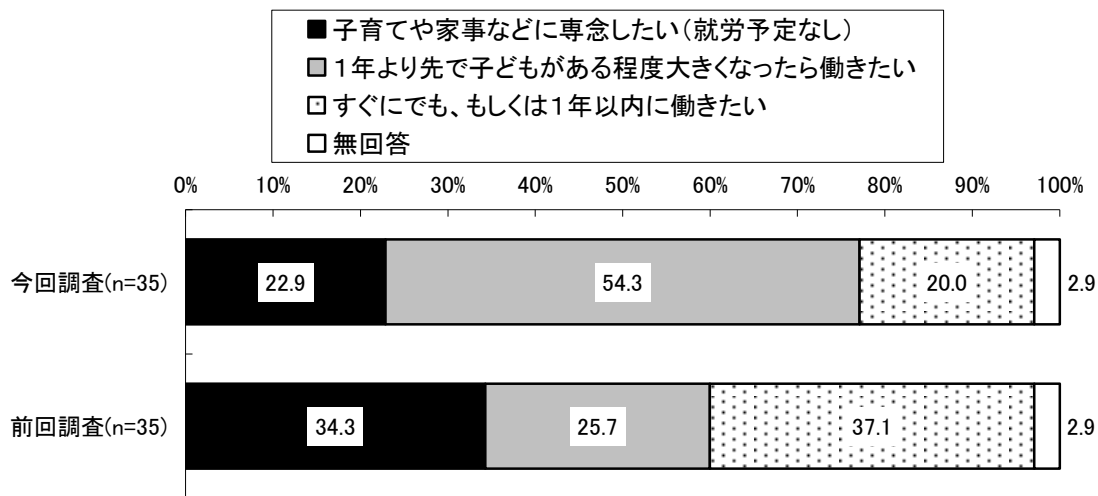
【父 親】



資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

※ n = サンプル数

【母親の今後の就労意向（乳幼児保護者）】

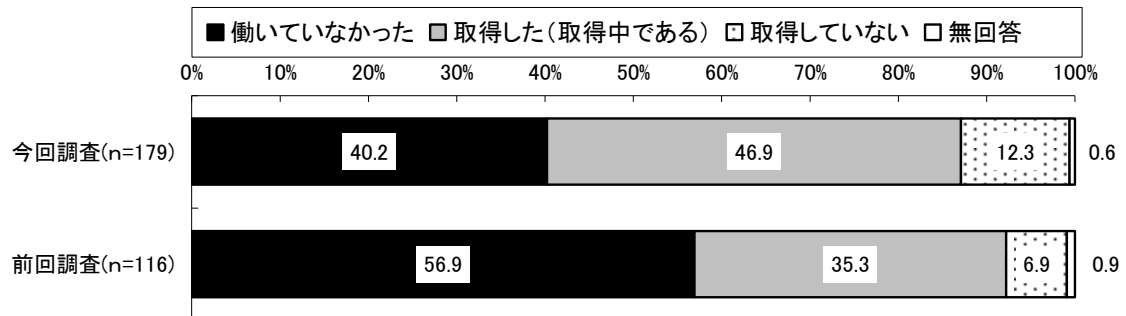


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者）

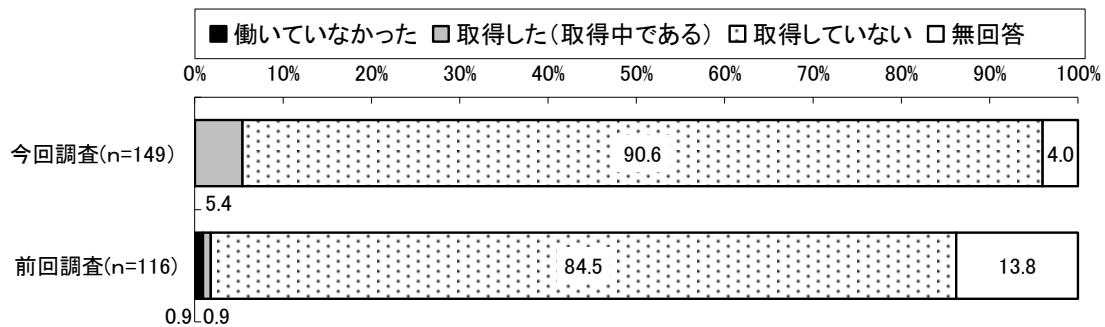
(3) 育児休業制度の利用状況

アンケート調査の結果から、保護者の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で46.9%、父親で5.4%となっており、平成25年度調査と比較するといずれも増加していることがわかりますが、依然として、父親の取得は極めて低調であることがわかります。

【育児休業取得状況（母親）】



【育児休業取得状況（父親）】



資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者）

3. 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

①認可保育所入所状況の推移（年齢別）

平成27年度からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。概ね年齢が高くなるにつれて入所率も高くなっていますが、最近では1・2歳児の入所率も高まる傾向にあります。

【認可保育所入所者数の推移（年齢別）】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	児童総数（人）	52	57	45	58	54
	入所児童数（人）	9	8	10	22	6
	入所率（％）	17.3	14.0	22.2	37.9	11.1
1歳児	児童総数（人）	70	55	54	40	56
	入所児童数（人）	41	40	34	29	45
	入所率（％）	58.6	72.7	63.0	72.5	80.4
2歳児	児童総数（人）	62	69	62	55	42
	入所児童数（人）	46	57	49	42	34
	入所率（％）	74.2	82.6	79.0	76.4	81.0
3歳児	児童総数（人）	70	57	63	64	52
	入所児童数（人）	63	47	57	54	45
	入所率（％）	90.0	82.5	90.5	84.4	86.5
4歳児	児童総数（人）	77	69	56	61	62
	入所児童数（人）	69	64	47	49	56
	入所率（％）	89.6	92.8	83.9	80.3	90.3
5歳児	児童総数（人）	62	77	65	57	60
	入所児童数（人）	56	66	58	53	50
	入所率（％）	90.3	85.7	89.2	93.0	83.3

※各年4月1日現在

※児童数は町内住民のみ

資料：健康福祉課

②認可保育所入所状況の推移（保育所別）

平成31年4月1日現在、町内には町立の認可保育所1施設、私立保育所2施設の計3施設があり、総定員255人となっています。定員に対する入所率は保育所によってばらつきがあり、保育所定員に関する国の弾力運用を受け、定員を超えた受け入れを行っている保育所もありましたが、平成29年度以降は定員内での受け入れを行っています。

また、町外の認可保育所に入所している子どもも少なくありません。

【認可保育所入所者数の推移（保育所別）】

(単位：人)

保育所名	区分	定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
吉富保育園	町立	90	106	102	85	76	76
昭和保育園	私立	120	107	110	103	107	100
わかば乳児保育所	私立	45	43	50	45	44	39
広域入所			28	20	22	22	21
計		255	284	282	255	249	236

※各年4月1日現在（町内住民のみ）

※区分及び定員は平成31年4月1日現在

資料：健康福祉課

③特別保育等の実施状況

本町では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。

現在、延長保育は全施設、一時保育と病児・病後児保育はそれぞれ1施設での実施となっています。

【特別保育等の実施状況の推移】

(単位：人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育	実施か所数	3	3	3	3
	利用児童数	144	103	132	114
一時保育	実施か所数	1	1	1	1
	利用児童数	43	56	2	65
病児・病後児保育	実施か所数	1	1	1	1
	利用児童数	20	31	32	29

※実施か所数は各年度末現在

※延長保育の延利用児童数は吉富町特別保育事業等補助金交付対象のみ

資料：健康福祉課

(2) 幼稚園教育

本町には保育所と一体的な町立幼稚園がありますが、4・5歳児のみの受け入れとなっているため、幼稚園入園者の多くは町外の私立幼稚園を利用しています。令和元年5月1日現在の就園児数は5人ですが、うち3人が町外の私立幼稚園を利用しています。

【幼稚園入園状況の推移（幼稚園別）】

(単位：人)

幼稚園名	定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
吉富幼稚園	35	2	4	2	6	2
町外私立幼稚園		6	5	6	4	3
計	35	8	9	8	10	5

※各年5月1日現在

資料：教育委員会

※定員は令和元年5月1日現在

(3) 学童保育（放課後児童クラブ）

両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちの放課後等における健全育成を目的とする放課後児童クラブについては、町内1施設に3クラブ設置しており、令和元年5月1日現在、定員120人に対し113人の利用となっています。

【学童保育実施状況の推移】

(単位：人)

名称	定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
吉富児童クラブ	120	78	118	127	122	113

※各年5月1日現在

資料：健康福祉課

※定員は令和元年5月1日現在

※平成27年度は定員が80名

(4) 母子保健事業

①相談・指導事業の実施状況

妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のないサポートを子育て世代包括支援センター（あいあいプラザ）で実施しています。妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、「両親学級」で、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、産後の健康管理と育児に対する親の不安解消、子育て支援のために、乳児家庭全戸訪問事業、妊産婦訪問事業を実施しています。

また、子育ての不安軽減及び孤立の解消を図ることを目的に「赤ちゃん広場」を開設しており、母親の交流の場・友達づくりの場として定着しています。

②乳幼児健康診査の実施状況

心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、本町では4ヶ月児、7ヶ月児、12ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児、5歳児を対象とした健康診査を行っています。実施状況は以下のとおりです。

【乳幼児健康診査の実施状況の推移】

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4ヶ月児 健康診査	受診 状況	対象者（人）	61	45	54	44
		受診者（人）	57	43	52	43
		受診率（％）	93.4	95.6	96.3	97.7
7ヶ月児 健康診査	受診 状況	対象者（人）	63	41	58	45
		受診者（人）	54	40	54	44
		受診率（％）	85.7	97.6	93.1	97.8
12ヶ月児 健康診査	受診 状況	対象者（人）		53	43	61
		受診者（人）		51	41	55
		受診率（％）		96.2	95.3	90.2
1歳児6ヶ月児 健康診査	受診 状況	対象者（人）	61	60	53	52
		受診者（人）	59	57	49	48
		受診率（％）	96.7	95.0	92.5	92.3
	むし歯有病者率（％）		3.4	3.5	2.0	2.1
3歳児 健康診査	受診 状況	対象者（人）	60	59	65	54
		受診者（人）	57	58	63	51
		受診率（％）	95.0	98.3	96.9	94.4
	むし歯有病者率（％）		21.1	17.2	28.6	25.5
5歳児 健康診査	受診 状況	対象者（人）	73	67	58	60
		受診者（人）	66	58	56	58
		受診率（％）	90.4	86.6	96.6	96.7
	むし歯有病者率（％）		30.3	20.7	28.6	24.1

資料：健康福祉課

4. アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズや課題

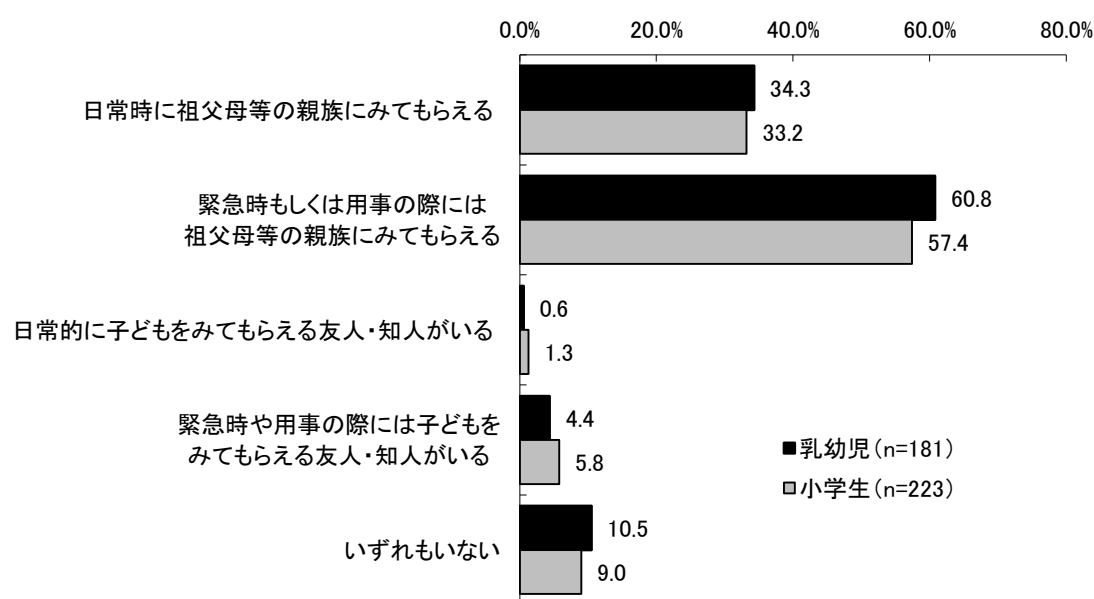
調査結果の見方

- ・回答は、原則として各質問のサンプル数（n）を基数とした百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入している。このため、百分率の合計が100％にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100％を超える場合がある。

（1）日ごろ子どもをみてもらえる状況

日ごろ親族や友人に子どもをみてもらえる状況については、乳幼児・小学生ともに、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割強、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割程度となっていますが、「いずれもない」についても、それぞれ1割程度いる状況です。

【日ごろ子どもをみてもらえる状況（複数回答）】

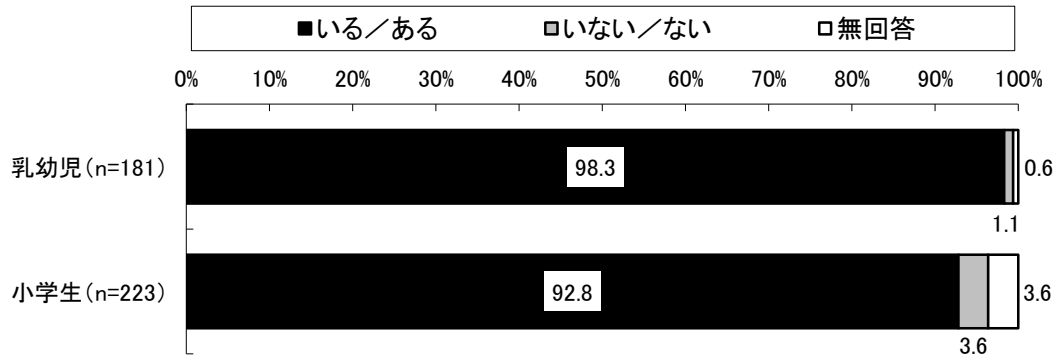


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(2) 気軽に相談できる人や場所の有無

気軽に相談できる人や場所の有無については、乳幼児・小学生ともに9割以上が「いる/ある」と回答していますが、「いない/ない」と回答した者も乳幼児で1.1%、小学生で3.6%おり、少ないながらも看過できない数値となっています。

【気軽に相談できる人や場所の有無】

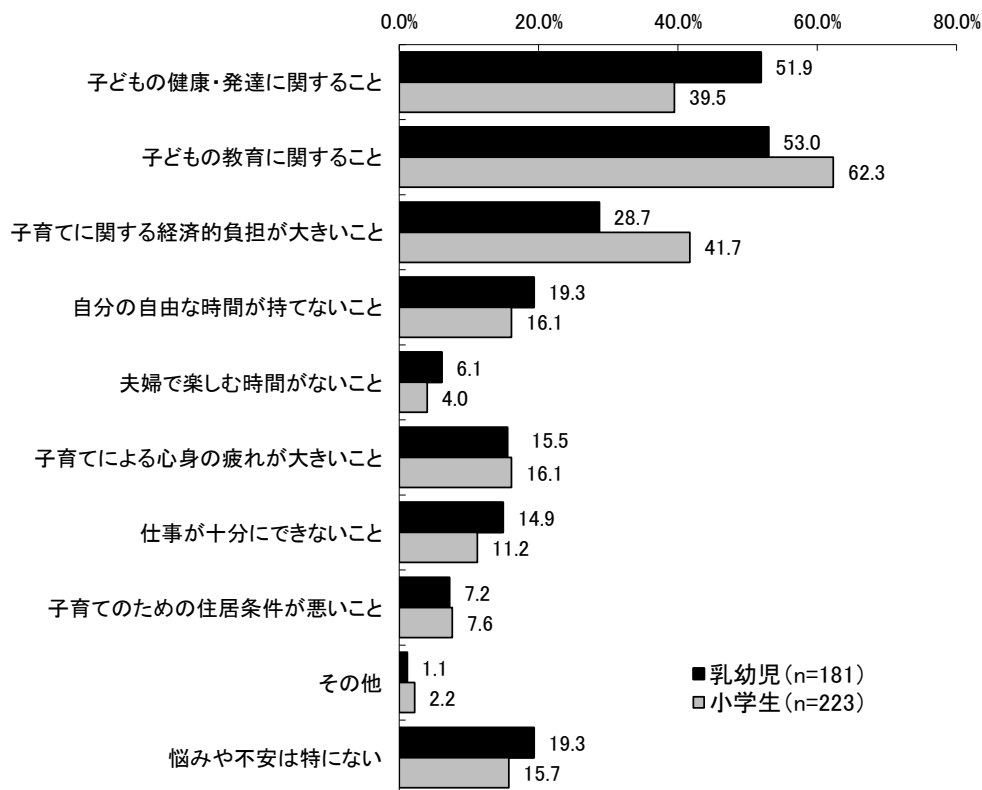


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(3) 子育てをする上での悩みや不安

子育て中の保護者に、子育てをする上での悩みや不安をたずねたところ、乳幼児・小学生ともに「子どもの教育に関すること」の割合が最も多く、次いで「子どもの健康・発達に関すること」や「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が挙げられています。

【子育てをする上での悩みや不安】

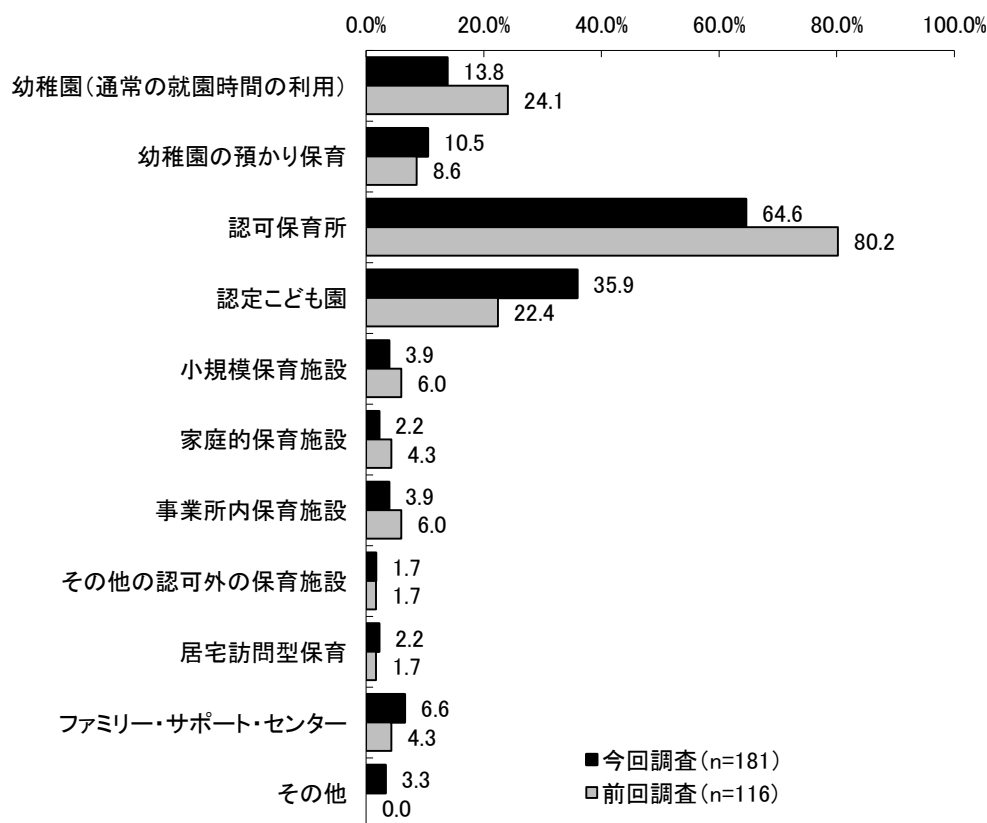


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

乳幼児の保護者に、平日の定期的な教育・保育事業の利用意向をたずねたところ、最も回答割合が高かったのは「認可保育所」（64.6%）で「認定こども園」（35.9%）「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（13.8%）、「幼稚園の預かり保育」（10.5%）がそれに続いています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用意向】

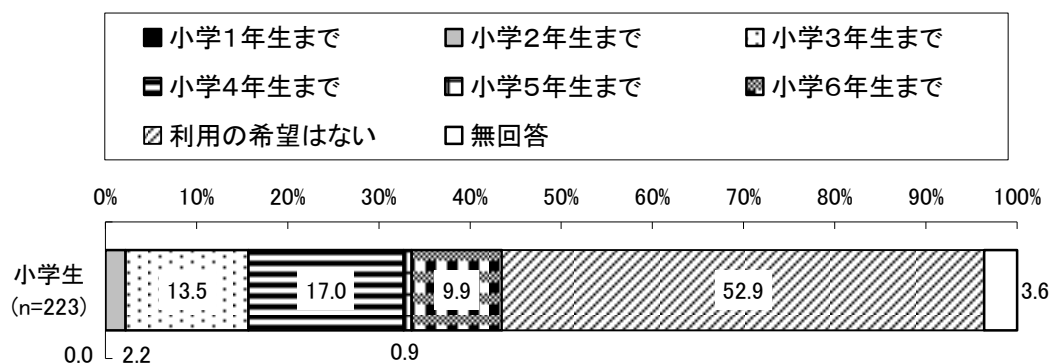


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者）

(5) 放課後児童クラブの利用意向

小学生の保護者に、今後の放課後児童クラブの利用意向をたずねたところ、利用意向者は43.5%となっており、そのうち「小学3年生まで」または「小学4年生まで」の利用が半数以上を占めています。

【放課後児童クラブの利用意向】

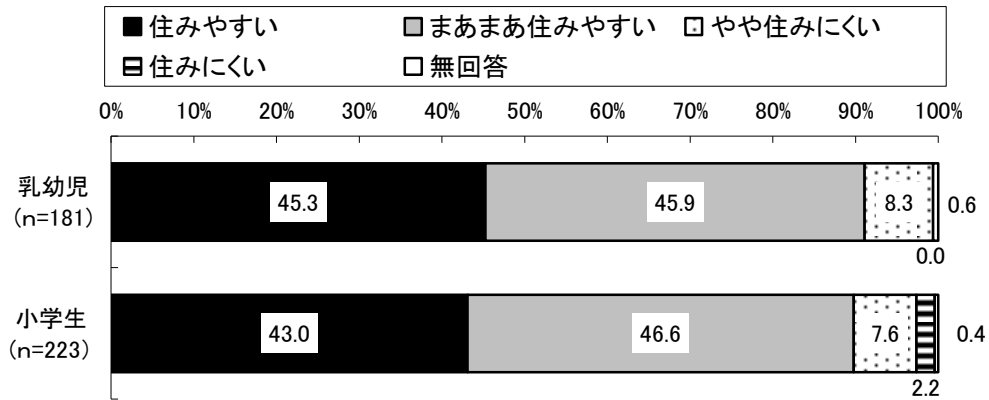


資料／アンケート調査結果（小学生保護者）

(6) 吉富町の住みやすさの評価

吉富町の住みやすさについて評価をたずねたところ、乳幼児・小学生ともに「住みやすい」「まあまあ住みやすい」を合わせると約9割にのぼり、非常に高い評価を得ています。

【吉富町の住みやすさの評価】

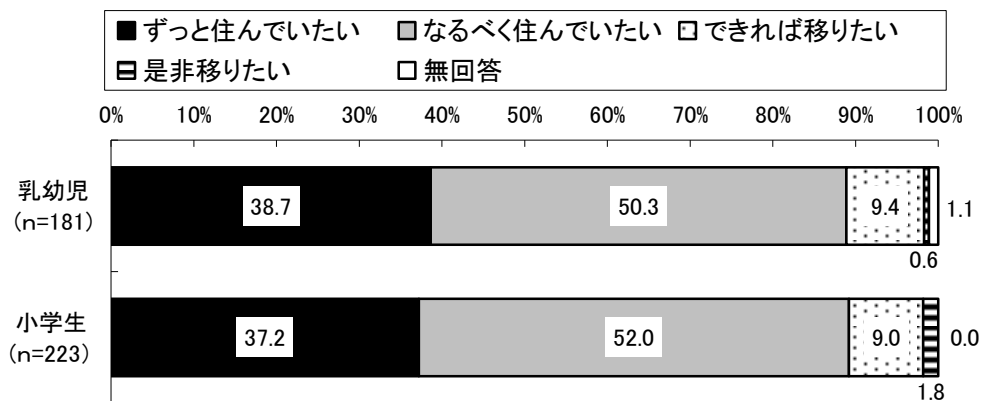


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(7) 吉富町での定住意向

吉富町での今後の定住意向についても、乳幼児・小学生ともに「ずっと住んでいたい」「なるべく住んでいたい」を合わせると約9割にのぼり、定住意向の高い保護者が非常に多いことがわかります。

【吉富町での定住意向】

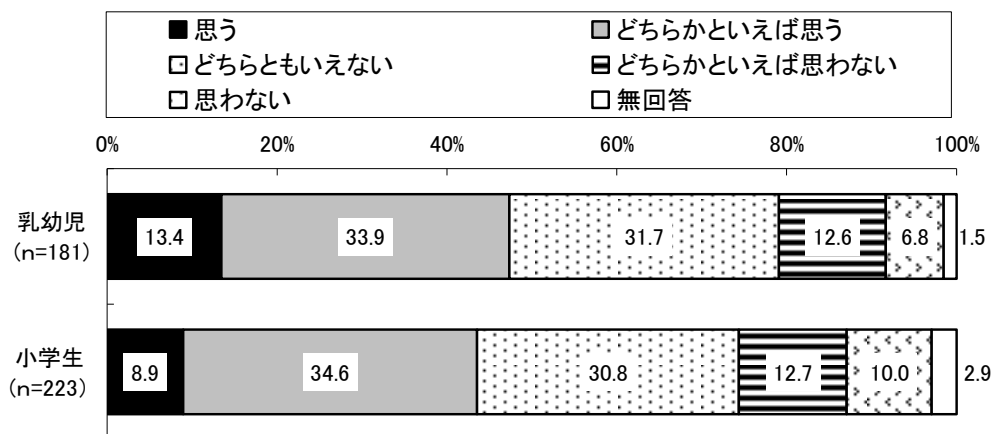


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(8) 吉富町の子育て環境の評価（安心して結婚・妊娠・出産できるような環境・社会であるか）

吉富町が「安心して結婚・妊娠・出産できるような環境・社会である」と思うかどうかたずねたところ、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた割合は乳幼児保護者で47.3%、小学生保護者で43.5%となっており、いずれも「思わない」「どちらかといえば思わない」を合わせた割合を上回っています。

【吉富町の子育て環境の評価】

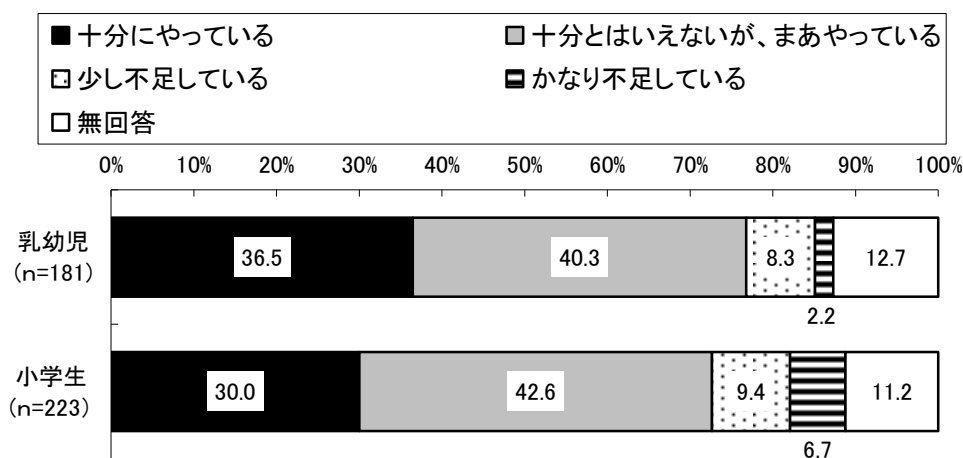


資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(9) 父親の子育てへの参加状況

父親の子育てへの参加状況をたずねたところ、「十分にやっている」と「十分とはいえないが、まあやっている」を合わせた割合は乳幼児保護者で76.8%、小学生保護者で72.6%となっています。一方、「少し不足している」と「かなり不足している」を合わせた割合は乳幼児保護者で10.5%、小学生保護者で16.1%となっており、やや小学生の方が子育てへの参加状況が低い状況です。

【父親の子育てへの参加状況】



資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(10) 吉富町の子ども・子育て支援に関する取組の満足度

吉富町の子ども・子育て支援に関する取組の満足度をたずねたところ、乳幼児・小学生ともにすべての項目で『満足』の割合が『不満』の割合を上回る結果となりました。

乳幼児保護者では「④切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」の『満足』の割合が最も多く、次いで「⑦小児医療の充実」「①子育て支援サービスの充実」「⑤食育の推進」「⑱結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進」と続いています。

小学生保護者では「⑦小児医療の充実」の『満足』の割合が最も多く、次いで「④切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」「⑤食育の推進」「⑧子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」「①子育て支援サービスの充実」と続いています。

一方で、乳幼児・小学生ともに「⑬安全な道路交通環境の整備」は『満足』と『不満』の割合にほとんど差がなく、相対的に満足度の低い項目となっています。

【吉富町の子ども・子育て支援に関する取組の満足度】

(%)

	乳幼児 (n=181)			小学生 (n=223)		
	満足	不満	(満足・不満 差)	満足	不満	(満足・不満 差)
①子育て支援サービスの充実	61.9	3.9	58.0	49.3	5.3	44.0
②児童の健全育成	44.2	18.3	25.9	37.7	17.5	20.2
③地域における人材育成	40.4	6.1	34.3	25.5	8.1	17.4
④切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	66.8	2.2	64.6	53.3	4.0	49.3
⑤食育の推進	55.3	2.2	53.1	52.0	3.1	48.9
⑥思春期保健対策の充実	23.2	2.8	20.4	28.3	4.0	24.3
⑦小児医療の充実	62.5	10.0	52.5	58.7	14.3	44.4
⑧子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	44.2	4.5	39.7	49.8	8.0	41.8
⑨次代の親の育成	28.7	5.0	23.7	34.1	8.0	26.1
⑩学校の教育環境等の整備	35.9	6.1	29.8	47.1	10.3	36.8
⑪家庭や地域での教育力向上	31.4	6.1	25.3	38.2	4.5	33.7
⑫良質な住宅と居住環境の確保	30.9	11.6	19.3	29.6	12.1	17.5
⑬安全な道路交通環境の整備	27.6	27.1	0.5	34.5	31.4	3.1
⑭安心して外出できる環境の整備	37.6	24.3	13.3	32.3	22.4	9.9
⑮子どもの安全の確保	35.9	12.2	23.7	44.3	21.1	23.2
⑯子どもの交通安全を確保するための活動の推進	42.5	8.3	34.2	45.7	12.6	33.1
⑰職業生活と家庭生活の両立	24.3	9.4	14.9	24.2	13.5	10.7
⑱結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	47.0	5.6	41.4	33.2	4.4	28.8
⑲児童虐待防止対策の充実	27.6	2.8	24.8	20.6	5.3	15.3
⑳ひとり親家庭等の自立支援の推進	22.1	6.1	16.0	15.3	7.2	8.1
㉑障がい児施策の充実	24.8	2.8	22.0	19.3	4.9	14.4

※満足＝「満足」＋「どちらかといえば満足」

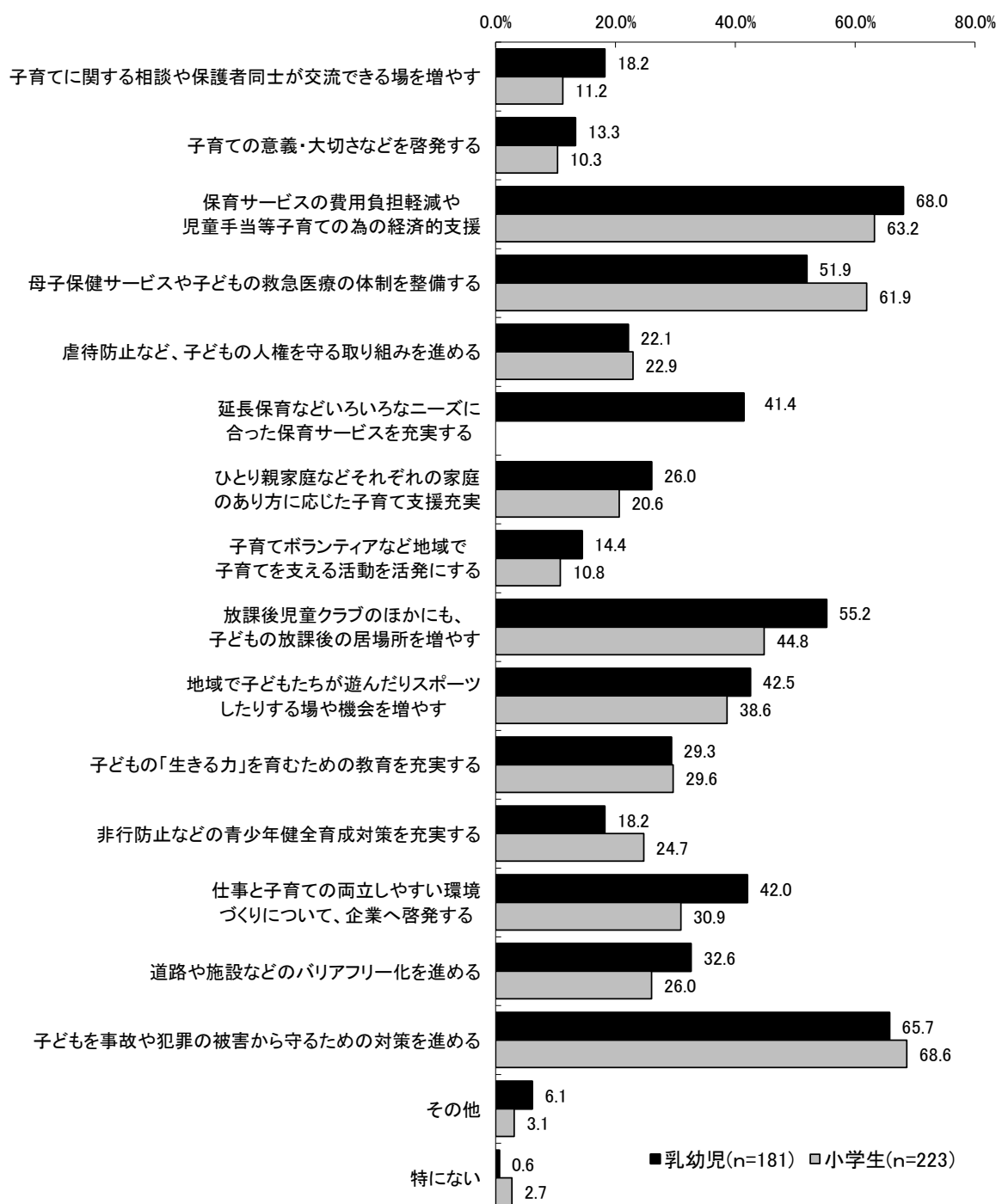
※不満＝「不満」＋「どちらかといえば不満」

資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

(11) 子どもを健やかに生み育てるために、町に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために、町に期待することをたずねたところ、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」「保育サービスの費用負担軽減や児童手当等子育ての為の経済的支援」「母子保健サービスや子どもの救急医療の体制を整備する」「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」などが上位に挙がっています。

【子どもを健やかに生み育てるために、町に期待すること】



資料／アンケート調査結果（乳幼児保護者・小学生保護者）

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 第1期計画の評価・検証

今回、「第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、平成27年度から実施してきました第1期計画の施策に関する事業の進捗や子育て家庭を取り巻く課題の状況等を評価・検証するため、乳幼児の保護者及び小学校児童の保護者を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。その結果、吉富町の子ども・子育て支援に関する取組の満足度はすべての質問項目で『満足』の割合が『不満』の割合を上回る結果となりました。このことから、第1期計画の施策を継続しつつも子ども・子育て会議での審議や住民の意見などを反映し、第2期計画では、実効性を高め、各施策において新たに生じた課題や社会情勢等により変化した課題に対して的確に対応するため、施策の見直しと項目の追加を行い、今後5年間の施策をまとめた「第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども、子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

(2) 子育てと子育てを通した親としての成長を支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが重要です。

(3) 地域みんなで子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持を受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

3. 基本理念

夢と希望を持って子育てのできる住みよいまち

子どもは、輝く未来に向かって無限の可能性を持つ地域の宝です。この小さな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進行から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないよう、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守り育ていくことは、町全体の大きな使命です。

「吉富町次世代育成支援対策行動計画」では、子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての保護者が子育て・子育ての喜びや楽しさを実感し、安心して子育てができるまちを目指してきました。

本計画においてもその基本的な考え方を継承し、まず、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、子どもの個性にあった質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。そして、地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、「夢と希望を持って子育てのできる住みよいまち」を目指します。

4. 基本目標

この計画では、左記基本理念を実現するために、「吉富町次世代育成支援対策行動計画」に掲げた次の6つの基本目標を引き継ぎ、施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育て支援

子育て支援は、すべての子育て家庭を対象とするものです。住民ニーズを踏まえ、子ども・子育て支援新制度移行後の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するとともに、各種子育て相談、情報提供等の事業の充実を図り、安心して子育てのできる地域社会づくりを促進します。

(2) 母性ならびに乳幼児の健康の確保及び増進

母子の健康づくりに関する相談や健診の充実、小児医療体制の充実を図るとともに、子どもの心身の健康づくりや思春期保健対策の充実に取り組み、親子がともに健やかに暮らすことのできる環境整備を進めます。

(3) 教育環境の整備

次代を担う児童・生徒が地域においてさまざまな経験を通して心豊かに成長できるよう、いじめ問題や生活上の問題についての相談事業の充実、学校内にとどまらない家庭教育や地域教育の推進を図ります。

(4) 安心して子育てできる生活環境の整備

安全・快適な生活環境の整備を行い、安心して子育てできる環境づくりに努めます。また、交通安全、防犯活動についても地域全体で取り組んでいきます。

(5) 仕事と子育ての両立の支援

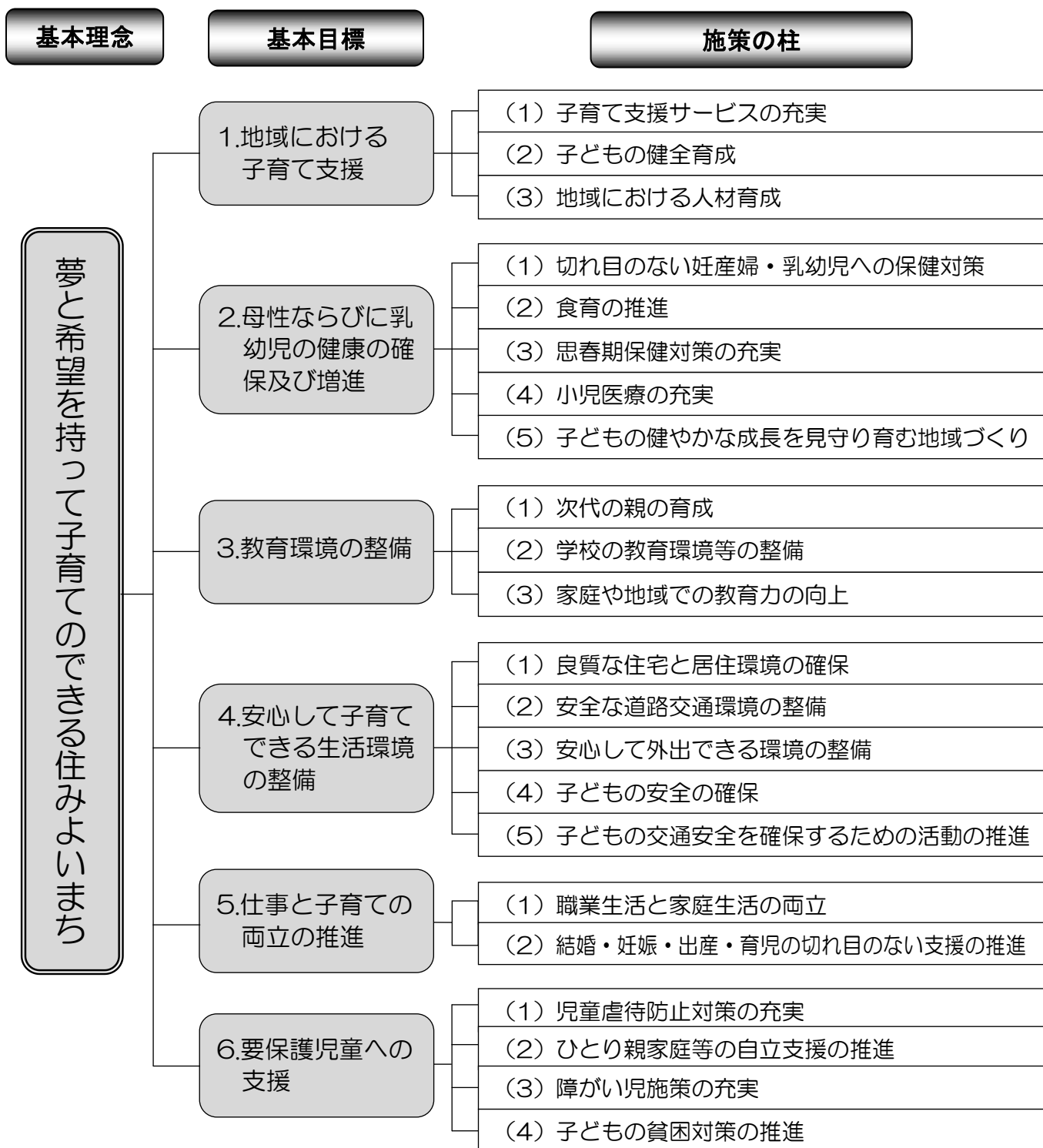
男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

(6) 要保護児童への支援

関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

5. 計画の体系

6つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための施策の柱を設定し、第4章において、その具体的な内容を明らかにします。



《施策体系表》

基本目標	施策の柱	施策項目
1.地域における子育て支援	(1) 子育て支援サービスの充実	①赤ちゃん広場の開設
		②各種子育て相談の連携・強化
		③情報提供の充実
		④地域に開かれた保育所づくり
	(2) 子どもの健全育成	①児童遊園・公園の整備
		②子ども会活動の推進
2.母性ならびに乳幼児の健康の確保及び増進	(3) 地域における人材育成	①子育て支援の担い手となる人材の養成
	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	①両親学級の実施
		②母子保健体制の充実
		③子育て世代包括支援センター（あいあいプラザ）事業
	(2) 食育の推進	①小・中学生への食に関する指導
		②妊産婦等への食に関する指導
		③乳幼児への食に関する指導
	(3) 思春期保健対策の充実	①スクールカウンセラー等の活用
		②学校保健教育の充実
		③薬物乱用防止教育の充実
		④喫煙・飲酒防止教育の充実
	(4) 小児医療の充実	①かかりつけ医の確保の啓発
		②小児医療情報の提供
		③小児医療費の助成
	(5) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	①子どもを温かく見守る活動
3.教育環境の整備	(1) 次代の親の育成	①乳幼児とふれあう機会を広げるための活動
		②次代の親となる意識の醸成
	(2) 学校の教育環境等の整備	①特色ある幼稚園教育の実施
		②就学前教育の充実
		③確かな学力の向上
		④情報の活用に関する教育の推進
		⑤道徳性の育成
		⑥健やかな体の育成
		⑦教育相談機能の強化
		⑧家庭・地域との連携強化
		⑨特別支援教育体制の確立
	(3) 家庭や地域での教育力の向上	①生涯学習の推進
		②子どもの地域活動の推進
		③家庭教育支援の促進

基本目標	施策の柱	施策項目
4.安心して子育てで きる生活環境の整備	(1) 良質な住宅と居住 環境の確保	①良質な住宅と居住環境の確保
	(2) 安全な道路交通環境 の整備	①交通弱者のための交通手段の確保
		②快適な道路環境の整備
	(3) 安心して外出できる 環境の整備	①子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
		②バリアフリーの促進
	(4) 子どもの安全の確保	①防犯体制の強化
		②子どもの防犯対策の充実
	(5) 子どもの交通安全を確保 するための活動の推進	①「あいさつ・声かけ運動」と 交通指導の推進
		②交通安全教育の推進
		③自転車の安全利用の推進
		④チャイルドシートの正しい使用方法 の啓発
		⑤チャイルドシートの貸与
5.仕事と子育ての 両立の推進	(1) 職業生活と家庭生活の 両立	①仕事と生活の調和の実現
		②仕事と子育ての両立のための基盤整備
		③男女共同参画意識の醸成のための活動
	(2) 結婚・妊娠・出産・育児 の切れ目のない支援の 推進	①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目の ない支援の推進
		②子育て世代包括支援センター（あいあ いプラザ）事業（再掲）
6.要保護児童への 支援	(1) 児童虐待防止対策の充実	①要支援乳幼児家庭の把握
		②主任児童委員及び民生委員・児童委員 の活用
		③連絡体制（要保護児童対策地域協議会） の充実
		④社会的養護施設との連携
		⑤子ども家庭総合支援拠点事業
	(2) ひとり親家庭等の自立 支援の推進	①自立支援策の強化
		②交流活動の促進
	(3) 障がい児施策の充実	①障がい児支援事業の充実
		②社会参加の促進
		③サービスの情報提供の充実
		④保育所・幼稚園への障がい児受入れと 障がい児学童保育事業の実施
		⑤医療的ケア児の支援体制の構築
	(4) 子どもの貧困対策の推進	①教育相談機能の強化（再掲）
		②生活困窮者自立支援事業

基本目標	施策の柱	施策項目
6.要保護児童への支援	(4) 子どもの貧困対策の推進	③児童扶養手当
		④特別児童扶養手当
		⑤ひとり親家庭等医療費支給
		⑥就学援助

第4章

次世代育成支援施策の展開

第4章 次世代育成支援施策の展開

1. 地域における子育て支援

(1) 子育て支援サービスの充実

子育てに対する負担を軽減し、気持ちにゆとりを持って子育てができるよう、各種子育て相談の連携・強化や情報提供等の事業の充実に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①赤ちゃん広場の開設	子育ての不安軽減と孤立化の解消を図ることを目的として、0歳から1歳までの乳児とその保護者を対象とした「赤ちゃん広場」を開設しています。赤ちゃん広場は、保護者の交流の場・友達づくりの場として定着してきており、今後も交流の場の確保や参加しやすい環境づくりへの支援を行います。	あいあいセンター
②各種子育て相談の連携・強化	多様化、複雑化する子どもや家族に関する相談に対応するため、個々の相談窓口を強化するとともに関連部署や団体などとの連携を図り、小学校就学前から小・中学校までの一貫した対応に努めます。また、乳幼児健診等を活用した育児相談の充実に今後も努めます。 子育てに関する相談・家庭環境と小・中学校児童生徒の教育相談・発達支援状況などを、それぞれの関係者が情報共有することにより共通理解し、効果的な関わりや連携指導を行うための体制を構築することを目的として、「家庭・教育相談定例協議会」を実施します。	健康福祉課 あいあいセンター 教育委員会 小・中学校
③情報提供の充実	広報よしとみやホームページにて各種子育て支援サービス等を周知するとともに、利用者に十分周知されるよう子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供に努めます。 今後も「吉富町子ども健康カレンダー」を作成し、母子保健や予防接種について情報提供するとともに、母子手帳アプリ「あいあいネット」の周知に努め、登録者の増加を図ります。	健康福祉課 あいあいセンター
④地域に開かれた保育所づくり	地域の行事に積極的に参加し、地域住民との交流や連携を図ります。また、未就園親子の園内見学や体験入園・育児相談などを通して、保育所入所への不安が軽減されるよう支援します。さらに子育て支援センターとの連携を図り、地域に開かれた子育ての拠点としてさらなる充実に努めていきます。	保育所

(2) 子どもの健全育成

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、安全な居場所づくりや地域を知り、社会性を高める事ができる活動等、必要な場所と機会の確保に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①児童遊園・公園の整備	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園・公園等を配置し、利用しやすいよう整備に努めます。同時に遊具等の設備の点検を毎年1回定期的に行い安全管理に努めます。	産業建設課 健康福祉課
②子ども会活動の推進	子ども会活動は子どもたちの社会性を育て、地域への愛着を深める上でも重要な活動です。中学生・高校生指導者（ジュニア・リーダー）等の育成にも取り組み、子どもが自分で考えて実行することの大切さを学ぶ機会を創出します。今後も魅力ある子ども会事業を企画し、広報啓発に努め、子ども会会員の増加を図ります。また、地区子ども会活動へのサポート等についても今後も支援・助言を行っていきます。	教育委員会

(3) 地域における人材の育成

地域における子育て支援の担い手となる人材の育成に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①子育て支援の担い手となる人材の養成	高齢者や育児経験豊かな主婦などの地域の人材が参加することができる取り組みを実施することにより、子育て支援の担い手となる人材の養成に努めます。	健康福祉課

2. 母性ならびに乳幼児の健康の確保及び増進

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

夫婦が妊娠・出産・育児体験を共有することで、夫婦が協力しながら子育てを行うことへの動機づけとなるよう、両親学級を引き続き実施していきます。

また、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業により、子どもと母親の健康や心身の状況を把握し、必要な対応を行っていきます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①両親学級の実施	妊娠・出産・育児体験を夫婦で共有し、助けあうことで母親の育児ストレスの軽減を図ります。また、父親の育児参加の機会として夫婦で子育てをすることへの動機づけの場とし、積極的な参加の呼びかけを行っていきます。	あいあいセンター
②母子保健体制の充実	子どもを望む夫婦への不妊治療の助成事業や妊婦健康診査などを行い、支援していきます。乳幼児健診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業等を実施します。広報よしとみや「吉富町こども健康カレンダー」による保護者への周知のほか、健診受診率の向上に努めます。また、健診未受診者や要指導者、要支援者のフォローとして、訪問指導等を引き続き実施していきます。	あいあいセンター
③子育て世代包括支援センター（あいあいプラザ）事業	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行います。妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制づくりの充実を図ります。	あいあいセンター

(2) 食育の推進

生涯を健康に生き抜くための基礎として、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に努め、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全な育成を図るため、食に関する指導や学習の機会の提供に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①小・中学生への食に関する指導	生涯を健康に生き抜くための基礎として、子どもたちが正しい食習慣を身につけるよう、食生活学習教材を作成・配布するとともに、小・中学校においては食に関する指導の全体計画を作成し、食育に関連する関係機関と連携しながら、子どもの発達段階に応じた指導の充実に努めます。また、あいあいセンターとの連携を図り、指導の充実に今後も努めていきます。	教育委員会 小・中学校 あいあいセンター

施策項目	取り組み内容	担当課
②妊産婦等への食に関する指導	低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図るため、妊産婦等を対象とした食に関する情報提供を行います。母子健康手帳交付時に妊娠中の健康管理などの保健指導の充実を図ります。	あいあいセンター
③乳幼児への食に関する指導	好ましい食習慣の始まりを支援するため、乳幼児健診で栄養指導・情報提供等を行います。また、「離乳食教室」を実施しており、今後も食に関する指導の充実を図っていきます。	あいあいセンター

(3) 思春期保健対策の充実

思春期は子どもから大人になる転換期であり、健康な生涯を送るための基盤づくりとして、性に関する正しい知識や、喫煙・薬物の有害性についての知識の普及・啓発を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①スクールカウンセラー等の活用	子どもたちの抱える心の問題に対して早期に対応・支援を行うため臨床心理士等の専門的な資格を持つスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用を継続して行っています。また、子ども発達支援専門員を積極的に活用し、不安を抱える家庭や特に支援が必要な子どもをもつ家庭に向けた相談機会の充実を図ります。	教育委員会
②学校保健教育の充実	健康診断の実施や生涯を健康に生き抜くための基礎づくりとしての健康教育を推進します。また、将来子どもを産み育てる母性・父性の育成のため、命の大切さについて学ぶ機会と性教育を実施していきます。	教育委員会 小・中学校
③薬物乱用防止教育の充実	薬物の危険性や有害性等をわかりやすく理解するための教育の充実に努めます。また、小・中学校では講師を招いて講演会を開催し、薬物乱用防止について周知・啓発を継続して行っています。	教育委員会 小・中学校
④喫煙・飲酒防止教育の充実	低年齢化する喫煙や飲酒について、その危険性や有害性等をわかりやすく理解するための教育を繰り返し行っています。また、保護者、地域商店に対しても情報提供等の働きかけを行うなど、行政、学校、家庭、地域が連携して取り組んでいきます。	教育委員会 小・中学校 あいあいセンター

(4) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の基盤となるものです。子どもの急病や事故に適切に対応できるよう情報提供の充実に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療の促進を目的に、医療に係る費用の一部支給など、負担軽減を行っていきます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①かかりつけ医の確保の啓発	健康管理のために身近な地域で継続的な医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	あいあいセンター
②小児医療情報の提供	休日や夜間の医療・相談（福岡県小児救急医療電話相談等）の体制について、広域的な小児医療に関する情報提供の充実に努めます。	あいあいセンター
③小児医療費の助成	疾病の早期発見と治療の推進を目的に、乳幼児から中学生までの医療にかかる費用の無料化や一部支給により負担の軽減を行います。また、地域の実情に合わせて、医療証が使用できる医療機関を大分県中津市内まで拡大し、広域的な小児医療体制の充実に努めます。 ・乳幼児から就学前児童（0歳～6歳）までの外来及び入院分医療費は全額無料 ・小学校1年生～中学校3年生（6歳～15歳）については、各医療機関ごとに 外来800円/月 入院無料です。	健康福祉課

(5) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

親が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ環境を築きます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①子どもを温かく見守る活動	地域や学校等が協調しながらネットワークをつくり、地域社会で子どもたちを見守る活動の促進を図ります。 今後は、広報掲載だけでなく、必要に応じて防災行政無線による放送も実施するとともに、青少年育成町民会議の総会時等に、各団体の活動報告を行うなどして、活動の充実に努めます。	教育委員会

3. 教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

核家族化の進行などにより世帯人員が減少し、子どもが生まれ育つことを身近に感じることなく、親となる人が増えています。このような子ども（乳幼児）とのふれあい体験の不足が子育てへの不安要因の一つとして考えられます。子どもを次代の親という視点で捉え、乳幼児とのふれあいを通じて、家庭を持つことや子育ての楽しさ・素晴らしさを伝えていきます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①乳幼児とふれあう機会を広げるための活動	小・中学生を対象として、親になるために必要な知識や経験を培い、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育所での保育体験等を通じて乳幼児とふれあう場の提供に努めます。	教育委員会 小・中学校 あいあいセンター 保育所
②次代の親となる意識の醸成	育児経験のない若者を対象に、家庭を持つことや子育ての楽しさ・素晴らしさ等、子育てに関心を持つような意識啓発を推進します。また、育児体験（抱っこ、着がえ等）等、子どもやその親とふれあう機会の創出に今後も努めていきます。	健康福祉課 あいあいセンター

(2) 学校の教育環境等の整備

小学校に上がってからの学習の基盤となる能力の養成を図るため、就学前教育の充実に努めるとともに、小・中学校では、子どもが社会の変化の中で主体的に生き抜くことができるよう、知識技能はもとより、学ぶ意欲・思考力・表現力等まで含めた確かな学力を身につけ、豊かな人間性と社会性を育むことのできる学習機会の提供に努めます。

また、一人ひとりの個性を尊重した教育を実施するため、気軽に相談できる体制・機能を強化し、家庭・地域との連携を図りながら良い教育環境づくりに努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①特色ある幼稚園教育の実施	小学校以降の学習の基礎となる能力の養成を図るため、幼児の実態に即した教育の実施を行うとともに、英会話ふれあい事業など特色ある幼稚園教育を実施します。また、教職員へ研修参加を奨励します。	教育委員会 幼稚園
②就学前教育の充実	就学前教育を充実させるため、こどもの森、私立保育園・所、小学校・家庭・地域との連携を深め、よりよい環境の提供に努めます。また、指導主事を中心として、保育園・幼稚園等への訪問指導を積極的に行い、適正な就学を促していくことで、スムーズに小学校就学が行える体制づくりを構築します。	教育委員会 幼稚園

施策項目	取り組み内容	担当課
③確かな学力の向上	自ら学び心豊かでたくましく生きる力を備えた児童・生徒の育成を図るための教育課程の編成実施に努めます。また、体験的な活動を通して児童・生徒の学ぶ意欲の高揚に努めていきます。 確かな学力の向上に向けた取組として、「よしとみ教師塾」による教職員のスキルアップを図っていくほか、「寺子屋よしとみ」などの事業を継続して行っています。	教育委員会 小・中学校
④情報の活用に関する教育の推進	情報及び情報媒体を適切かつ効果的に活用する能力を育成します。また、子どもの情報メディア活用時の危険性に関する保護者への啓発も推進していきます。	教育委員会 小・中学校
⑤道徳性の育成	教育講演会を定期的実施するなど、学校の全教育活動を通して道徳教育を充実させ、自らの人生を切り開くことのできる豊かでたくましい心を育て、よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成に今後も努めていきます。	教育委員会 小・中学校
⑥健やかな体の育成	定期的に運動教室を実施することで、子どもの体力の向上を図るとともに、子どもが生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣、意欲及び能力の育成に努めていきます。	教育委員会 健康福祉課
⑦教育相談機能の強化	いじめ・不登校問題や児童・生徒の指導上の諸問題について指導主事が中心となって対応し、きめ細かな指導・助言に努めます。また、平成25年度から配置している子ども発達支援専門員による相談活動の充実を図り、両者の連携を図りながら教育相談機能の強化に努めます。 また、平成30年度に発足した「家庭・教育相談定例協議会」の開催により、関係者の情報共有を図り、早期の支援体制の充実に努めます。	教育委員会
⑧家庭・地域との連携強化	家庭や地域と連携・協力しながら学校づくりに努めます。また、学校運営の更なる充実を図るために、学校運営協議会の取組を推進していきます。	教育委員会 小・中学校
⑨特別支援教育体制の確立	学習や生活において特別に支援を必要とする子どもたちに対して適切な教育的支援に努めます。また、今後も個々の実態を把握し、教育的ニーズに応じた支援を行うことができるような特別支援教育体制を確立します。	教育委員会 小・中学校

(3) 家庭や地域での教育力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で、重要な役割を果たします。この家庭教育力向上のために、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

また、子どもが地域の中で自ら学び考え、問題を解決する力や他人を思いやる心・感動する力等、豊かな人間性を育む必要があります。たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」も必要です。そのために、学校・家庭・地域が連携し、一体となって子育てに関わり、情報提供の充実や活動の場の提供に努めていきます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①生涯学習の推進	吉富フォーユー会館を生涯学習の推進のための拠点として位置づけ、子どもたちが吉富町の文化を家庭や地域の大人たちから学べるよう、指導者となる大人を育成するため、多岐にわたる教室を開催しています。今後予想される生涯学習ニーズの多様化に対応するためにニーズに応じた学習機会の充実に今後も努めていきます。	教育委員会
②子どもの地域活動の推進	事業主体である「吉富キッズクラブ育成連絡協議会」と連携し、子どもたちが地域の中で自然体験や生活体験、お年寄りとのふれあい活動、ボランティア活動等、さまざまな活動ができる場や機会の創出に努めます。また、ジュニアリーダー（中・高生指導者）を含めた指導者の養成・確保を図り、地域活動への子どもたちの参加を促進していきます。	教育委員会
③家庭教育支援の促進	家庭での教育を支援するため就学時健診や懇談会等の機会を利用して、保護者が相談できる場の提供に努めていきます。また、学校からも情報を発信するなど、家庭教育の充実に努めます。	教育委員会 小・中学校

4. 安心して子育てできる生活環境の整備

(1) 良質な住居と居住環境の確保

安心して子育てをするためには、生活の拠点となる良質な住宅が不可欠です。全ての子育て世帯が良質な住宅と居住環境を享受できるよう、その支援策を検討します。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①良質な住宅と居住環境の確保	町営住宅建替事業において、子育て世帯向け住戸の建設を進めるとともに、子育て世帯の優先入居の実施を検討します。また、今後の需要状況により民間賃貸住宅に関する情報提供を検討します。	健康福祉課

(2) 安全な道路交通環境の整備

子ども連れに限らず、高齢者や障がい者（児）等、いわゆる交通弱者の交通手段を確保するとともに、安全・安心・快適に利用できる道路環境の整備に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①交通弱者のための交通手段の確保	町内全域をカバーする町内巡回型バスを運用し、交通弱者のための交通手段を確保していきます。今後は、広報等による周知や時刻表の見直し等により、利用者増加に努めます。	総務課
②快適な道路環境の整備	道路の拡幅や歩道の設置など、引き続き、重点的に通学路等の整備を図ります。	産業建設課

(3) 安心して外出できる環境の整備

子ども連れでも安心して外出できるよう、公共施設等の整備にあたっては、子育て世帯にやさしいトイレの設置やバリアフリー化に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、おむつ替え台などの子育て世帯が安心して利用できる設備の整備に努めます。	教育委員会 健康福祉課
②バリアフリーの促進	道路・公園等の公共施設整備にあたり引き続きバリアフリー化に努めます。	産業建設課 (各施設は主管課)

(4) 子どもの安全の確保

子どもたちを犯罪等の被害から守るため、地域が一体となって防犯等に配慮した環境づくりに努め、自主防犯行動を促進するための教育の推進や情報提供の充実に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①防犯体制の強化	子どもが犯罪の被害にあわないよう警察・学校・地域が連携を図りながら、住民参加の防犯活動を広げ、防犯体制の強化に努めていきます。 今後は、広報による啓発に取り組むとともに、公共施設等への防犯カメラの設置や警察と連携した情報発信などに取り組みます。	総務課
②子どもの防犯対策の充実	町防犯組合（自主防犯組織）の協力により、青色回転灯装着車（青パト）での児童下校時等の定期的なパトロールを実施していきます。また、不審者による連れ去り事件等を未然に防ぎ子どもが安全に学校生活を送ることができるよう防犯ブザーの配布を行います。 今後は、青少年育成町民会議及び学校運営協議会などの活動内容の広報掲載等を通じ、広く地域住民に周知し、活動をより充実させるとともに、児童生徒を不審者から守る対策として、通学路・学校施設内への防犯カメラの整備に努めます。	教育委員会

(5) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、行政・警察・保育所・学校等が連携を図り、事故防止対策を推進する必要があります。このため、交通安全教育の推進を図るとともに、交通安全に関する広報活動を展開し、交通安全意識の普及・啓発に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①「あいさつ・声かけ運動」と交通指導の推進	地域において子どもが安全に暮らせるよう、PTA等の学校関係者ならびに自治会長等による「あいさつ・声かけ運動」を行っています。今後も地域住民による「子ども見守り運動」を通して、登下校時のあいさつ・声かけや交通指導に取り組んでいきます。また、青少年育成町民会議及び学校運営協議会などの活動内容の広報掲載等を通じ、広く地域住民に周知し、活動の充実を図ります。	教育委員会
②交通安全教育の推進	交通安全に関する知識（ルール、マナー等）の普及と交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室の開催や広報活動、交通安全指導員の街頭指導を引き続き実施していきます。また、通学時の事故防止対策として、新小学校1年生に黄色いランドセルカバー、傘の配布を行います。	教育委員会 総務課 社会福祉協議会
③自転車の安全利用の推進	警察等の協力のもと、自転車の安全利用に関する交通安全教室を定期的で開催し、交通安全に関するルールやマナーの普及と交通安全意識の高揚に努めます。	教育委員会 総務課
④チャイルドシートの正しい使用方法の啓発	幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図ります。	総務課 健康福祉課
⑤チャイルドシートの貸与	チャイルドシートの装着の促進を図り、交通事故から乳幼児の生命を守るため、6歳未満の乳幼児がいる家庭へチャイルドシートを引き続き貸与していきます。	総務課

5. 仕事と子育ての両立の推進

(1) 職業生活と家庭生活の両立

仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①仕事と生活の調和の実現	働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と連携し、情報提供や広報・啓発を行います。	健康福祉課
②仕事と子育ての両立のための基盤整備	保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図ります。（詳細は第5章参照）	健康福祉課
③男女共同参画意識の醸成のための活動	平成30年度に策定した「吉富町男女共同参画基本計画」に示された、令和5年度を目標年度とする各種管理目標の達成に向けた取組みを推進していきます。また、吉富町男女共同参画審議会及び吉富町男女共同参画推進本部並びに各課推進委員を中心に男女共同参画意識の普及・啓発に努めていきます。	住民課

(2) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

仕事と子育ての両立に悩み、結婚・妊娠・出産・育児についての希望を諦めることのないよう、それぞれのライフステージで連続性をもった切れ目ない支援を推進します。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	結婚・妊娠・出産・育児に関する希望を実現するため、さまざまな不安や悩みに対応する相談体制を整え、必要に応じた関係機関の紹介や情報提供を行います。	健康福祉課 あいあいセンター
②子育て世代包括支援センター（あいあいプラザ）事業（再掲）	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行います。妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制づくりの充実を図ります。	あいあいセンター

6. 要保護児童への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

地域における関係機関・団体との緊密な連携の下、児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、虐待を受けた児童の速やかな保護と自立支援を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健診や訪問指導の機会を活用し、相談等を通じて要支援乳幼児家庭の把握を行い、子育て不安の軽減を図り、児童虐待の早期発見や予防に努めていきます。また、保育所や学校等においても児童虐待の未然防止のために見守り体制を強化していきます。	健康福祉課 教育委員会
②主任児童委員及び民生委員・児童委員の活用	主任児童委員及び民生委員・児童委員と行政や教育機関等が要支援児童家庭の情報を共有し、日頃の安全パトロールへの参加やセミナー参加者の定例会での報告等の活動支援を行い、一層充実した地域での相談・援助等の支援を行っていきます。	健康福祉課 教育委員会
③連絡体制（要保護児童対策地域協議会）の充実	児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政をはじめ、地域の医療・保健・福祉・教育等の関連団体や警察・児童相談所等の専門機関による要保護児童対策地域協議会「吉富町要保護児童対策協議会」を設置（平成18年度）しており、今後も連絡体制の強化を進めていきます。	健康福祉課 教育委員会
④社会的養護施策との連携	福祉事業所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、社会的養護の地域資源の活用や支援機能の充実を図ります。また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を行います。	健康福祉課
⑤子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務の実施を検討します。	健康福祉課 あいあいセンター

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の多くは、住宅・就労・家事・子育て・教育等に関するさまざまな悩みや問題を抱えています。そのため、ひとり親家庭等の生活の実情に即した情報提供や交流活動の促進に努め、悩みや問題の解消を図ります。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①自立支援策の強化	京築保健福祉環境事業所や民生委員・児童委員等と連携し、各種相談事業の実施、家庭児童相談・生活指導の援助など、自立支援策の強化に努めていきます。	健康福祉課
②交流活動の促進	ひとり親家庭間相互の親睦と協力による母子福祉の向上を目指し、吉富町母子寡婦福祉会への支援等を通じて活動の活性化を図ります。	健康福祉課

(3) 障がい児施策の充実

障がい児が身近な地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・療育等の関係課・機関が連携を図り、障がいの早期発見から、その後の子育て・就学・就労に至るまでの一貫した支援の充実に努めます。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①障がい児支援事業の充実	心身障害の発生予防・早期発見・早期療育の体制づくりに努めるとともに、障がい児一人ひとりの状況に応じて可能性を最大限に引き出せるよう、関係機関と連携し、就学支援等の充実に努めます。	健康福祉課
②社会参加の促進	障がい者（児）の社会参加のための相談支援、就労サービスの提供等、関係機関と連携し、障がい者の就労の促進に努めます。また、道路・公園等の交通安全施設や公共施設等整備にあたり引き続きバリアフリー化に努めます。	健康福祉課 産業建設課
③サービスの情報提供の充実	障害者総合支援法による生活介護、短期入所、居宅介護や補装具費の交付等、サービスの情報を効果的に提供できるよう情報提供の充実に努めます。	健康福祉課
④保育所・幼稚園への障がい児受入れと障がい児学童保育事業の実施	障がい児の保育所・幼稚園への受入れを二一ズに即して実施できるよう努めます。また、障がい児学童保育を継続して実施していきます。	健康福祉課

施策項目	取り組み内容	担当課
⑤医療的ケア児の支援体制の構築	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むための医療を要する状態にある障がいのある児童や重症心身障がい児（医療的ケア児）が地域で安心して生活できるよう、支援内容の協議等を行うコーディネーターを配置します。また、保健所や医療機関、障害福祉施設、保育所、学校等の関係機関による医療的ケア児支援に関する協議の場を設置し、総合的な支援体制の整備について検討します。	健康福祉課

（4）子どもの貧困対策の推進

貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯の子どもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実など生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を下支えしていくための「経済的支援」の4つの支援を軸とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【具体的な施策】

施策項目	取り組み内容	担当課
①教育相談機能の強化（再掲）	いじめ・不登校問題や児童・生徒の指導上の諸問題について指導主事が中心となって対応し、きめ細かな指導・助言に努めます。また、平成25年度から配置している子ども発達支援専門員による相談活動の充実を図り、両者の連携を図りながら教育相談の強化に努めます。 また、平成30年度に発足した「家庭・教育相談定例協議会」の開催により、関係者の情報共有を図り、早期の支援体制の充実にも努めます。	教育委員会
②生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の様々な課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を一体的に行うことで、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進します。	健康福祉課
③児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。	健康福祉課
④特別児童扶養手当	心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもの福祉の増進を図るため、20歳未満の障がいを持った子どもを養育している方に支給します。	健康福祉課

施策項目	取り組み内容	担当課
⑤ひとり親家庭等 医療費支給	母子家庭の母及び児童や父子家庭の父及び児童等の心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育する母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童等に医療費の自己負担分の一部を支給します。	健康福祉課
⑥就学援助	経済的な理由で、就学困難な児童・生徒、保護者に対し、義務教育の費用の一部(学用品費・給食費など)を援助します。	教育委員会

第5章

子ども・子育て支援事業の推進

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本町では、その地理的条件からみて、複数区域を設定するには範囲が狭すぎると考えられるため、町全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。それを基に、「量（利用者数や利用日数等）の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された認定区分ごとに設定します。

【現状】

本町内には、現在幼稚園1園、認可保育所3園が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、町内の保育所では定員の弾力運用制度を活用し、平成28年度まで定員を超えた受け入れを行っているところもありましたが、町外の保育所利用者もいるため、年度当初における待機児童は発生していない状況です。

また、近年の幼稚園利用者は、通園の利便性よりも保護者の意向にあった特色ある教育を行う施設を求める傾向にあり、町外の幼稚園の利用も少なくありません。

【量の見込み】

アンケート調査の結果及び過去5年間の実績推移に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育を必要とする2・3号認定児童の数は直近では減少傾向にありましたが、令和元年度10月より幼児教育・保育の無償化措置が実施されることにより、現在よりも少し増加し、令和2年度に256人とピークを迎えると見込んでいます。保育ニーズは、就学前人口の減少に伴い、計画期間後半から緩やかに減少していく見込みですが、当面の間は高い水準を維持するものと見られます。

また、保育を必要としない1号認定については、6～7人で推移する見込みとなっています。

【確保方策】

1号認定については、計画期間を通して6～7人程度の利用が見込まれ、町立幼稚園の定員の範囲内ですが、近年の利用傾向からこのうちの多くは町外の私立幼稚園や認定こども園を利用することが見込まれます。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和5年度の167人で、町内の保育所の利用定員総数が167人であることから、定員の範囲内に収まることが見込まれます。また、3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和元年度の93人（0歳児：29人、1，2歳児：64人）で、現在の保育利用定員は108人（0歳児：32人、1，2歳児：76人）であることから、定員の範囲内に収まることが見込まれます。今後も、供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
①量の見込み		7	163	29	64	6	156	29	61
②確保方策	幼稚園	35				35			
	保育所		167	32	76		167	32	76
	認定こども園		0	0	0		0	0	0
	地域型保育			0	0			0	0
②－①		28	4	3	12	29	11	3	15

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
①量の見込み		6	156	28	60	6	167	28	59
②確保方策	幼稚園	35				35			
	保育所		167	32	76		167	32	76
	認定こども園		0	0	0		0	0	0
	地域型保育			0	0			0	0
②－①		29	9	4	16	28	0	4	17

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
				0歳	1, 2歳
①量の見込み		7	161	27	58
②確保方策	幼稚園	35			
	保育所		167	32	76
	認定こども園		0	0	0
	地域型保育			0	0
②－①		28	6	5	18

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域の子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

時間外の保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

町内の公立保育所1園と私立保育所2園で18時から19時までの1時間の延長保育を実施しています。平成30年度の実利用人数は114人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	108	103	102	104	102
②確保方策	108	103	102	104	102
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	3	3	3	3	3

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の108人で、その後は少しずつ減少していくことが見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適切な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【現状】

町内1施設で3クラブを実施しています。平成30年度の利用者総数は低学年を中心に122人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人、か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	38	39	38	34	33
	2年生	39	40	39	35	34
	3年生	29	29	29	27	24
	4年生	10	11	10	9	9
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	合 計	116	119	116	105	100
②確保方策		120	120	120	120	120
②－①		4	1	4	15	20
実施か所数		2	2	2	2	2

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和3年度の119人で、その後は少しずつ減少していくことが見込まれます。

【確保方策】

引き続き、供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

町内には受入れ施設がなく、利用実績ありませんでした。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日/年、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査からは利用ニーズはみられませんでした。

【確保方策】

今後、児童養護施設等における一時的な養育・保護のニーズが出てくる可能性もあるため、事業実施を目指して、検討を進めていきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれることもあります。

【現状】

吉富町子育て支援センターで実施しています。平成30年度の月あたり利用実績は236人日/月となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日/月、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	362	349	342	336	331
②確保方策	362	349	342	336	331
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の362人日/月で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現状で対応可能です。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

幼稚園での預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預りを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして町が実施主体となっておこなうこととなります。

【現状】

町内の幼稚園では在園児に対する一時預かりは実施していません。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日/月、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0

【量の見込み】

吉富幼稚園利用者については、町内保育所の一時保育の利用を想定し、幼稚園における在園児に対する一時預かりの量の見込みは0と設定しました。

【確保方策】

計画期間中の事業実施予定はありません。

(6) 一時預かり事業（その他、保育所等での一時預かり）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預りを行う事業です。

【現状】

町内の認可保育所1施設で実施しています。平成30年度の利用実績は65人日/年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日/年、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	48	46	46	47	46
②確保方策	48	46	46	47	46
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込み】

過去5年間の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の48人日/年で、その後はほぼ同程度で推移することが見込まれます。

【確保方策】

現状で対応可能です。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

東病院付設の病児保育ラビットで実施しており、現状での受け入れ可能枠は、月曜日から土曜日まで1日2人です。平成30年度の利用実績は29人日/年でした。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日/年、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	27	27	26	25	24
②確保方策	27	27	26	25	24
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づく推計事業量は、その推計方法から見てかなり過大に見込まれた数値となっている可能性が高いため、過去5年間の実績推移に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2・3年度の27人日/年で、その後はほぼ同程度で推移することが見込まれます。

【確保方策】

現状で対応可能です。

(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、本町では子育て援助活動支援事業自体、未実施となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日/年、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果、利用ニーズはなく、各年度の量の見込みも計画期間を通して0としました。

【確保方策】

計画期間中の事業実施予定はありません。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【現状】

現在、子育て支援サービスに関する情報提供や相談については、町広報・ホームページによる周知の他、町役場や保育所、地域子育て支援センター事業等において個別に対応している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
	合 計	1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1

【量の見込み】

国が示した事業案では、おおむね中学校校区3か所につき1か所の設置を想定していることから、引き続き、本町では計画期間の「量の見込み」を1か所と設定します。

【確保方策】

幼児教育・保育無償化措置の開始に伴い、これまで以上に子育て支援サービスの内容や手続きについて利用者支援の必要性が高まることが予想されるため、子育て支援拠点事業等と連携しつつ実施します。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、町が妊婦健康診査に係る費用を負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

新規母子手帳交付の方には14回分の妊婦健康診査補助券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

平成30年度実績は、妊婦健康診査受診件数延べ654件となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	742	728	714	700	686

【量の見込み】

0歳児推計人口（×14回分）を量の見込みとしました。

【確保方策】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査補助券を併せて交付します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業です。

また、養育支援訪問事業は、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

【現状】

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児ストレス・産後うつ等様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

また、家庭及び地域における養育機能が低下し、養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、家庭訪問を行い、安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成30年度の訪問実績は、乳児家庭全戸訪問事業：51人となっています。

「量と見込み」と「確保方策」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53	52	51	50	49

【量の見込み】

0歳児推計人口を量の見込みとしました。

【確保方策】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し、助成をする事業です。

本町では、所得などの条件を満たす世帯の子どもに対して、副食費等の補足給付を行っています。今後は、その他の費用も含め、対象者数や事業効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず利用できる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本町においては、庁内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修についても、関係者への情報提供と周知に努め、積極的な参加を促します。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、町と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

特に、原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育を整備する際には、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要で、これについては、町条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、就学指導委員会等において、小1プロブレム^{※1}や中1ギャップ^{※2}といった学校間の段差を少なくし、円滑な就学ができるよう取り組んでいます。

※1「小1プロブレム」

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され始めた。

※2「中1ギャップ」

小学生から中学1年生になったことがきっかけでとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。ギャップの典型例として、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」、小学校リーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」があるといわれている。

5. 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県との連携を図っていきます。

第6章

計画実現のために

第6章 計画実現のために

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、吉富町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、町内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

(3) 情報提供・周知

本計画について、窓口やホームページ等での計画本編の公開等により、周知を図ります。また、町内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発を図ります。

(4) 周辺市町村や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障がいのある児童への対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2. 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、健康福祉課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「吉富町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容について、特に第5章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や町内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 吉富町子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順)

No.		氏名	役職名	区分
1		畑田 英文	吉富町社会福祉協議会長	福祉関係機関
2		守口 三矢子	民生委員協議会主任児童委員	
3	会長	野田 悦子	民生委員協議会主任児童委員	
4		佐矢野 義博	町内医療機関医師	保健医療関係機関
5		中山 啓井	町内医療機関歯科医師	
6		守口 薫	吉富町教育委員	教育関係者
7		皆尺寺 敏紀	吉富町教育長	
8		小林 正尚	吉富小学校長	
9		岩井 保子	吉富こどもの森園長	児童福祉施設関係者
10	副会長	佐々木 紘義	昭和保育園長	
11		三笠 くみ子	わかば乳児保育所長	
12		恒成 達也	吉富町商工会	学識経験者
13		是石 利彦	町議会議長	
14		横川 清一	町議会副議長	
15		梅津 義信	町議会福祉産業建設委員長	
16		梅津 光文	吉富小学校PTA会長	
17		奥田 健一	吉富町企画財政課長	
18		瀬口 直美	吉富町教務課長	

任期：令和2年6月30日まで

吉富町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発 行
企画・編集

福岡県吉富町
吉富町健康福祉課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1
TEL (0979) 24-1123
FAX (0979) 24-3219